

令和元年第4回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

令和元年11月29日（金）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時40分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高濱裕子
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	澤村誠一
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	小田倉浩

上下水道課長

佐藤光明

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菊地静夫

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9号 那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第10号 那須烏山市臨時的任用職員給与条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第12号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第11号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第13号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第14号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第12 議案第16号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算

- (第1号) について (市長提出)
- 日程 第16 議案第 3号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (市長提出)
- 日程 第17 議案第 4号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について (市長提出)
- 日程 第18 議案第 5号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について (市長提出)
- 日程 第19 議案第 6号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算 (第3号) について (市長提出)
- 日程 第20 議案第18号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について (市長提出)
- 日程 第21 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について (市長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和元年第4回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

1番 青木敏久議員

2番 興野一美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月9日までの11日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）及び日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について）は、いずれも令

和元年度補正予算の専決承認に関するものでありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）

◎日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について）

○議長（沼田邦彦） よって、議案第7号及び議案第8号は一括して議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号及び議案第8号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）でございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、一般会計補正予算を10月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、一般会計の予算の歳入歳出をそれぞれ2億2,446万1,000円増額し、補正後の予算総額を115億5,576万6,000円としたものであります。これは、台風19号の被害により緊急に対応しなければならない災害救助費や災害廃棄物の処理等について予算措置したものであります。

主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。民生費は、災害救助事業費として、災害救助法の適用に基づき、避難所の経費や罹災証明書の発行、住宅の応急修理業務等の予算を計上したものであります。

衛生費は、感染症予防事業費として、浸水被害を受けた住宅等を消毒するための予算の計上であります。塵芥収集処理費は、畳や家電などの災害廃棄物の処理に関する経費について、所

要の予算を計上したものであります。

教育費は、適応指導教室費として、甚大な浸水被害を受けたレインボーハウスの運営について、代替施設で事業を継続するため、備品購入等の予算を計上したものであります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費としまして、被災した農地等の災害査定設計書の作成の業務委託経費等の予算を計上したものであります。

公共土木災害復旧事業費は、道路補修や土砂撤去などの復旧業務を初め、被災した河川や大桶運動公園の復旧に係る測量設計・工事請負費等について、所要の予算を計上したものであります。

社会教育施設災害復旧事業費は、浸水した南那須公民館の和室や多目的室の修繕及び大桶運動公園管理棟の修繕等の経費について、所要の予算を計上したものであります。

次に、歳入であります。国庫支出金につきましては、土木施設災害復旧事業費負担金及び災害等廃棄物処理事業費補助金を計上いたしました。

県支出金につきましては、災害救助法に基づく災害救助費繰替支弁金負担金及び消毒作業に伴う感染症予防事業費等補助金を計上いたしました。

市債につきましては、公共土木施設の災害復旧に係る補助事業及び単独事業に、それぞれ災害復旧事業債の所要額を計上いたしました。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について）でございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水道事業会計補正予算を10月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、水道事業会計予算の収益的支出を2,152万8,000円増額し、補正後の予算総額を5億6,067万3,000円としたものであります。これは、台風19号で被害を受けた水道施設の応急復旧に係る修繕費用について予算措置したものであります。

また、資本的支出を697万4,000円増額し、補正後の予算総額を3億7,149万7,000円としたものであります。これは、台風19号の災害復旧工事に係る設計業務委託料について予算措置したものであります。

以上、議案第7号及び議案第8号について一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 専決処分の承認ということで、議案7号、8号でございますが、台風19号の応急復旧対策ということでございます。それで、緊急対応の災害救助とか感染予防とか塵芥処理とかいうのは大体、説明でわかったんですが、農地・農業用施設災害復旧事業費とかその他、林業関係もそうですし、公共事業もそうなんですが、これらはあくまでも今後、復旧するための調査設計費というような考え方でよろしいのでしょうかね。その辺、それぞれの分野で農地・農業用施設災害復旧、林業用施設災害復旧、公共土木災害復旧、社会教育施設災害復旧、この辺、もう一度、説明をお願いします。

それと、11ページの適応指導教室、これはレインボーハウスでございますが、当面はレインボーハウス修復に伴って、上境にある森林組合の事務所を借りてやるというようなお話なんですけども、今回、この出されたものは備品購入費というような説明でございましたが、この内容ですね。それと今後、レインボーハウスはいつごろ復旧して、また宮原に戻るような方針でいるのか、その内容について御説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの平塚議員からの御質問にお答えいたします。

13ページ、まず農地・農業用施設災害復旧事業費でございます。こちら、需用費と委託料で上げております。需用費につきましては、消耗品でございます。こちらは災害査定時に必要な、使用するくいとスプレー等のそういったものの購入になっております。それと、業務委託料4,000万円ですが、こちらは災害査定時に必要な査定設計書の作成、それに要する経費を計上させていただいております。

続きまして、林業用施設災害復旧事業費です。こちらにつきましては、災害によりまして倒木がありましたので、その処理費ということで、手数料で6万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私は13ページの公共土木災害復旧事業費6,300万円の説明を申し上げます。

こちらは、需用費の30万円、委託料の5,370万円、工事請負費の900万円、合わせて6,300万円でございます。

需用費の30万円につきましては、こちらは保安施設、いわゆるカラーコーンとか一時的に道路を封鎖するために使うコーンバーとか、そちらの購入の費用でございます。こちらを緊急に使用しましたので、既になくなってきているような状態でございます。

次の委託料の5,370万円につきましては、こちらは大きく分けまして、まず被災した道路の路面の補修とか、のり面の崩壊した補修とか、土砂の撤去、側溝の倒木処理と、約80カ所で4,000万円、こちらは緊急に、その日の被災したすぐ直に現場のほう、対応させていただきました。残りの5,370万円から4,000万円引きまして当初予算の100万円と合わせると1,470万円なんですけど、こちらはこれから国の査定を受けるために、査定設計書をつくるために測量調査等の費用が1,470万円ということでございます。

工事請負費の900万円につきましては、こちらは国のほうに申請が確定している河川災害の1カ所、森田の逆川の工事請負費の費用でございます。こちらにつきましては、まだ国のほうの査定がこれからのものですから、計上して査定を受けて執行という状況になっております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） それでは、社会教育施設災害復旧事業費の162万3,000円について御説明申し上げます。

まず、11節需用費の149万6,000円につきましては、まず浸水いたしました南那須公民館等の設備関係のやはり点検、それから、早急に復旧しなければいけない会議室、多目的室、和室いろいろございますが、そういった部分のまず応急的な対応の予算で、合計で約127万5,000円、南那須公民館に計上しております。

さらに、大桶運動公園につきましては、管理棟の部分を早急に点検あるいは復旧しなければいけないことが発生いたしました。具体的に申し上げますと、トイレのガラスが破損いたしました。その交換でありますとか、浄化槽のブロワーを交換したですとか、管理棟事務所内の電源、電気設備等の復旧に要した予算と合わせ、両施設で約147万8,000円等がございます。

さらに、13節委託料につきましては、やはり南那須公民館の電気設備、停電をいたしましたので、その緊急の対応に要した予算を12万7,000円、要求させていただいております。

まだ復旧していない施設等については、今後これから補正予算等で対応いたします。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） それでは、11ページの適応指導教室費関係の御質問について、お答えいたします。

まず、1点目の備品購入費の内容についてでございますが、これにつきましては、児童生徒の指導に当たります先生方の事務用机や椅子、それからシュレッダー、掃除機、電話機等の電化製品が使用不能となったことから、こちらの購入ということで充てるものでございます。

それと2点目の、今、平塚議員からありましたとおり森林組合のほうに一旦はということで、

その後、宮原のほうはどうするのかという部分についてでございますが、これにつきましては、前にほかの議員からも一般質問等で水没のおそれがあるということで御指摘も受けていることから、今回の水害においても1メートル50センチ近い床上浸水をしていることや、また、今後そういう懸念も考えますと、宮原での再開というのは困難ではないかと認識しております。

○17番（平塚英教） 大体わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。よろしいですか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 何点かお伺いいたします。

今回、水道関係合わせて2億5,000万円ほど専決処分したんですが、そのうちいまだ未執行の事業名と金額、およそで結構ですから、わかりましたらお伺いしたいと思います。

2点目は、今回の災害により職員の皆さん、大変な苦勞をされたと思うんですが、超過勤務した総時間数と、実際に現場に出向いた職員の人数、これが何人ぐらいになるか、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

次に、11ページの委託料、これは私、全部、設計委託料かと思っていたんですが、そうでもないらしいですね。という、これはそれぞれの設計委託料は、まだ今回はこの専決では計上していなかったと、そうみなしてよろしいのかどうか。

そうしますと、私、この農地、林務、公共土木、社会教育施設、それぞれの災害箇所、箇所数がわかれば聞きたいと思ったんですが、これはわかっていますか。もしわかっていたらお伺いしたいと思います。

それに、8号の専決処分、水道関係なんですが、5ページの災害による損失というのはどんなものを指すのかですね。後から出ている補正予算、190万2,000円もここにさらに加わるんですが、どのようなものを指しているのか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 1点目の未執行の部分というのは、ちょっと私のほうも全部把握していないのであれなんですが、私どもでは災害救助費のほうでほとんどが執行してあるんですが、実際、まだ支払いになっていない分、これにつきましては、避難所で使った毛布のクリーニング、今かけているんですが、それがまだ完了していないものですから、その支払いはしていないというものと、あと仮設トイレ、レンタル料の請求がまだ来ていないものですから、それを執行していないというのは私どものほうではございます。

それと、職員の時間外関係でございますが、これにつきましては、まず一般職員につきましては、うちのほうで今回、時間外として支給したのが、12日から14日の土日・祝日かな、

災害の3日間、これについてのみ時間外として支給しております。これでは、職員としては180名、総時間として3,895時間です。このほかに、主幹以上は管理職ということなものですから、これは管理職の特別手当になるんですが、これは40名。両方で合わせますと、220名がこの災害のときにこの3日間、従事したということになります。

その後、19・20日と土日に職員がごみ処理、巡回でうちの職員が集まって出たんですが、これについては120名ほど出ているんですが、職員のボランティアということで、時間外手当等が出ない形での協力をいただいたということでございます。

あと、委託料の中で私のほうで関連しているのが、民生費のほうの委託料でございます。こちらのほうは仮設トイレの清掃、これをシルバー人材センターのほうに委託しております。これが2万2,000円ほど、それと野外風呂を自衛隊に設営していただいたんですが、このとき自衛隊のほうから、あそこに入る道路が狭いので、一方通行で交通誘導してくれということがございまして、交通誘導員を委託しました。これが23万7,600円ほど出しております。

そのほか、住宅応急修理につきまして、100軒分、これが5,950万円ほど予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、私から11ページの塵芥収集処理費に関連するものについてお答えしたいと思います。

まず、いまだ未執行の事業名と金額の中では、既に執行はしているんですが、支払いについてはまだ完了されていないというのが事実でございます。その中で、需用費の19万5,000円、これにつきましては、19日、20日、職員による巡回回収をいたしました。その際に必要な物品等は既に購入・支出済みになってございます。

次に、12節役務費、こちらの104万円につきましては、家電四品目、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、そのリサイクル料の手数料でございます。これについても既に執行されているところでございます。

続きまして、13節委託料3,616万円でございますが、これにつきましては、まず家電リサイクル品の運搬・積み込み作業の委託、それと、ごみ処理委託費、不燃物の運搬業務、畳等の運搬・処分費、それから布団類、布類の運搬費等でございます。これについて載せた委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、まず、仮置き場が現在、旧境小学校、それと岩子南那須運動場、南那須緑地運動公園、大桶運動公園でございますが、この全体的な塵芥処理費の専決につきましては、旧境小学校を先にやるということから始まったことから、主にそれら

に伴う費用でございますが、使用料、賃借料につきましては、重機が乗り入れるための鉄板、また、重機の借上料、そういったものになってございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、13ページの公共土木災害復旧事業費の6,300万円の執行状況なんですけど、先ほど平塚議員のときに説明したと思うんですけど、需用費につきまして、こちらは道路を一時的に遮断する保安用品、こちらは全て執行しております。

委託料の5,370万円なんですけど、こちらにつきましては、いわゆる国の補助等がない復旧の作業で、例えば土砂に埋まった側溝の土砂の撤去とか、路面の洗掘された小規模な維持作業の費用を約80カ所で4,000万円、ということで、これは既に執行済みでございます。

あと、工事請負費の900万円につきましては、こちらはまだ国の査定が決まっていませんので、こちらのほうにつきましてはまだ未発注ということになっております。

それとあと委託料の、先ほど言った5,370万円から4,000万円を引きまして1,370万円、当初に100万円持っていますので、1,470万円なんですけど、こちらにつきましては災害の国に申請するための調査設計費なものですから、こちらは既に執行済みでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農政課関連のお答えをいたします。

まず、13ページ、需用費につきましては、消耗品は既に支出済みになっております。

委託費4,000万円でございますが、査定設計書等に係る経費ですが、こちら、査定設計書がまだ完成しておりませんので、未執行になっております。

林業関係、こちら倒木の処理の手数料ですが、こちらは執行済みでございます。

それと、被害箇所というところでございますけれども、今回の専決に際しましては、事業費の算定に当たりまして50カ所ということで見込んでおりましたけれども、災害査定的设计書を作成するに当たりまして、現在200を超える作成をしておりますので、細かい災害箇所ということになりますと、もう少しふえるかとは思いますが、現在のところ予算上では50カ所とまず見ております。

それと、林業関係につきましては、林道は1カ所の処理をしております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 社会教育施設の部分につきまして、お答えいたします。

未執行の部分につきましては、南那須公民館の今、和室の修繕、それから多目的室の修繕等が事務的なもう執行体制に入っていますが、工事完了はやはり12月いっぱいかかるのかなという見込みで今、進めております。

さらに、災害の箇所数でございますが、全体的には南那須公民館、大桶運動公園、烏山野球場、宮原キャンプ場の4カ所被災いたしました。復旧に向けては、南那須公民館、大桶運動公園、烏山野球場を復旧に向けて進めております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） まず、今回の災害によりまして断水が発生してしまいました。水の大切さを改めて痛感したところでございますので、今後はこういうことのないようにということで、努めてまいりたいと考えております。

災害による損失ということで御質問がございました。そちらにつきましてお答えいたします。

地方公営企業における損益勘定区分の定めるところによりまして、営業費用、それから営業外費用、それから特別損失ということで、3つに分けて整理することになっておりまして、特別損失というものにつきましては、通常の営業活動によらない、今回のような災害等特別な要因で一時的に発生したものに対しまして計上するものでございます。

特別損失につきましては、今回の災害のほか、例えば固定資産の売却によって生じる損失、そういったものが挙げられます。

それから、今回の5ページにあります2,152万8,000円、こちらにつきましては、被災しました浄水場、取水場への進入通路、それを確保するための委託料、それから、給水を始めるに当たり最低限の機械を修理するための修繕費、こちらでございまして、こちらは執行済みでございます。

それから、下の段の697万4,000円、こちらは委託料でございますが、水道施設につきまして国のほうの災害査定を受けますので、そちらの委託料ということで計上させていただいております。こちらも既に執行済みでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 佐藤課長から災害ごみのことで答弁いただいたんですが、今、4カ所に山積みになっていますが、これはおよそいつごろまでに全部処理できるのか、見通し。

それと、これは全額、市の負担で処理しなければならないのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。（「一般質問でやるからいいんじゃないですか」の声あり）

○まちづくり課長（佐藤博樹） じゃあ、補助の話だけ。

基本的に塵芥処理、災害があったときのごみについては、事業費のうち対象経費の半分を国のほうで持っていただけるということになっております。さらに激甚災害指定等を受ければ、特別交付税の加味される率もかかわってきますので、今の段階ではまだ査定中でございますので、正確には申し上げられませんが、半分は国が持っていただけるということで御理解いただければと思います。

あと、そのほかについては一般質問の中で。

○15番（中山五男） 同僚議員が質問するようですから、そこでお聞きしたいと思います。わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 多分、災害関係はほとんど皆さんの中に入っていると思うので、ちょっと細かいことで申しわけないんですけど、今回の災害で毎日のようにこの台風19号の対応記録がファクスで送られてくるので、すごく留めているんですけど、その中で、ここの場面で質問するのがいいのかわからないんですけど、今回、いろんな各関係団体とかそういうところと提携していて、助けられたという面が物的にも人的にも、最後のページに書いてありますけども、この大規模災害だと、例えば消毒薬なんかもコメリとかああいうところから無償でもらえるとか、そういうのが多分、提携されていると思うんですけど、こういうもので落ち度がいいのか、これからそういうことが適用されて、うちの支援に役に立つのかとか、その辺がちゃんとフォローしてくれているところがあるかというのが1点目です。

あともう一つ、これは農業関係で、来年の田植えができないんじゃないかみたいなのところも……。 （「それもやる」の声あり） ああ、そうか、そうか。それは出ていますか。 （「そっちは出ている」の声あり） わかった。じゃあ、その細かいほうだけ。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 物資等については協定を結んでおりまして、ただ協定は、優先的に持ってきてもらえるということでございますので、無償ではございません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 無償ではない。これは相手のほうから持ってきてもらえる、こちらから要望しなくてもという仕組みになっている……。有償だということですか。そういう契約で

すか。でも使ったほうが得なんでしょう。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 災害が発生すると、どこでも欲しくなるんですが、それを協定を結んでいると、優先的にこちらに届けてくれるということなので、それにかかる費用はこちらで払うということになります。

今回のレンタルトイレとかそういうのもすぐに持ってきてくれると。あとは水を発注したときにもすぐに持ってきてくれるということで、費用についてはお支払いしているところがございます。

○9番（小堀道和） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

16番高田議員。

○16番（高田悦男） 議案7号についてお伺いします。

今回の台風19号につきましては、アメリカではカテゴリー6という評価をしております。カテゴリー5までのアメリカの基準で、6という非常に強力な台風である、このように私は常々、言っております。その被害がこのように大きくなったと承知をしているところですが、今回の災害ごみの収集に当たりましては、職員も本当に頭から足のところまで真っ黒になって、みずからトラックを運転し、そして収集に当たっておられました。私は非常にこの姿を見て頼もしく感じた次第でございます。

先ほどもありましたように、時間外手当は12日から14日までの3日間でした。そのほかに職員が、先ほど市長からもありましたように、相当なボランティア作業に取り組んでいます。この災害に対する職員の態度にまた改めて敬意を表したいと思えます。

それで肝心なことは、この災害ごみの処分ですね。先日、塩谷広域ごみ処理センター、10月1日にオープンしたばかりですが、施設を見学する機会を得ました。その中で南那須の広域関係のごみを受け入れました、そういう報告がありました。私もその場で丁寧にお礼を言って、今後も処分の必要性があれば協力をお願いしたい、このように依頼しました。

それで、まず緑地運動公園を先日よく観察してきたんですが、丸太を含んだ木材のごみが大変多いような気がしました。この処分はどのようにする考えか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 基本的には、災害ごみとして通常のルールにのっとり処分する予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 通常のルールといいますと、多分、処理業者に運搬して処分すると

いう形になると思いますが、どの程度の予算と見ていますか。通常、業者が持ち込みの場合はトン2万円から3万円ぐらいの値段であると、このように聞いております。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それは丸太の部分ということでよろしいでしょうか。それとも全体の処分料ということで……。 （「燃えるごみというか、丸太関係ですね」の声あり）
それでは、基本的に可燃ごみということでお答え申し上げますが、基本的に国の算定基準では、トン当たり9万円という運搬から廃棄処分までの費用がおおむねその査定の金額となっていると聞いておりますので、基本的にはそういった可燃ごみを処分する際もその程度の金額になると考えてございます。

ただし、総量につきましてはまだまだふえる可能性もございますので、今の段階でこれだというのはお答えできませんので、トン9万円が目安で今後、査定に入っていくということでお答えしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 私は林業の1人の、何と申しますかね、経営者まではいかないんですが、ボランティアでやっているのがほぼ日常活動なんです、その中で、きれいにすればまきになるんじゃないかと思うんです。必要な方はできれば持っていってもらおう。そしてごみの量を少しでも減らすという考えはどうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今のような御意見もございます。廃棄ごみの中には、災害ごみといってもまだ使えるものも多数ございますので、今後、検討してまいりたいと思います。
以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第9号 那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、日程第6 議案第10号 那須烏山市臨時的任用職員給与条例の制定について及び日程第7 議案第12号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については関連がありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第5 議案第9号 那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市臨時的任用職員給与条例の制定について

◎日程第7 議案第12号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第9号、議案第10号及び議案第12号を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号、議案第10号及び議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識を要する業務や、一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務等に、複数年の期間にわたり従事する任期付職員を採用できるようにするため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第10号、那須烏山市臨時的任用職員給与条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正により、職員の臨時的任用制度が適正化され、今後、常勤職員が欠けた場合の一時的な補充対応が厳格化されることに伴い、制度改正後の臨時的任用職員の給与の取り扱いを定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第12号、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は、議案第9号の任期付職員制度の導入及び議案第10号の臨時的任用制度の整備、また、来年4月1日から導入される会計年度任用職員制度などに伴い、関係条例の条項の整備が必要となることから、一括して改正を行うものであります。

以上、議案第9号、議案第10号及び議案第12号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、詳細のほうを説明させていただきたいと思っております。

まず、議案第9号、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、条例案の1ページ目をごらんください。第1条に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律という根拠法が引用されております。この法律自体は既に平成14年に制定されておりました、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、専門的な知識を要する業務や一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務等に3年から5年を上限として従事する任期付職員を採用できることとなっておりましたが、本市においてはこの任期付職員制度を活用しておらず、平成23年3月に整備した那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例に基づく嘱託職員を

幅広く活用することとして代用してきたところでございます。

しかしながら、このたびの地方公務員法の改正により、来年4月から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、臨時・非常勤職員の職の整理とともに、従事させる業務に見合った適切な任用制度を適用できるようにすることが求められており、会計年度任用職員はあくまでも補助的な業務に従事させる職であり、専門性が高く、正規職員と同様の本格的業務に従事させる場合には、この任期付職員制度を活用しなさいというのが国のスタンスであることから、本市においても本条例の制定により、任期付職員制度を整備し、これを活用していくとともに、職員全体の任用根拠の適正化を図ることとしたものでございます。

以上が本条例を制定することとなった背景でございます。

では、どういった職員が採用できるようになるのかといいますと、次の第2条をごらんください。基本はここに書いてある4つの区分の職員でございます。1つ目が、特定任期付職員でございます。特定任期付職員は、法律の第3条第1項及びこの条例の第3条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でございます。高度の専門的な知識・経験またはすぐれた識見を有する者を一定の期間、採用できるようにするものでございます。この高度の専門的な知識・経験とは、行政内部では得がたいような特定の専門分野における高い専門性や、実務を通じて得た経験ということとされておりまして、弁護士や公認会計士、大学の教員などを職員として活用することを想定した枠とされておりまして、他の自治体では、弁護士を法務担当課長として採用したり、監査担当課長として採用しているところがございます。

2つ目が、専門的一般任期付職員でございます。専門的一般任期付職員は、法律の第3条第2項及びこの条例の第4条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でございます。専門的な知識・経験を有する者を一定の期間、採用できるようにするものでございます。専門的な知識・経験ですので、1つ目の特定任期付職員ほどの高度さは有しないものの、特定の分野に精通する専門知識や実務経験を有する者を想定した枠とされておりまして、他の自治体では、出先機関の長や教師、看護師などの採用で幅広く活用されておりまして、また、県のOB職員を市町で採用する場合にも多く活用されているところでございます。本市としては、この専門的一般任期付職員の枠で県のOB職員などの活用ができればと考えているところでございます。

次に3つ目が、一般任期付職員でございます。一般任期付職員は、法律の第4条及びこの条例の第5条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でございます。一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、具体的には特定のイベントの開催準備のために一定の期間、必要となる業務や、新たな政策の立ち上げに伴い、一時的に人員体制を強化する必要がある業務などに一定の期間、職員として採用できるようにするものでございます。なお、この一般任期付職員は、特に専門性などの要件はあり

ません。

そして最後の4つ目が、任期付短時間勤務職員でございます。任期付短時間勤務職員は、法律の第5条及びこの条例の第6条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でございます。一般任期付職員と同様、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務のほか、住民サービスの提供時間の延長、または提供体制を充実させる場合や、各種部分休業を取得する職員の補完として一定の期間、採用できるようにするものでございます。他の自治体では、障がい者雇用を推進する仕組みとして、任期付短時間勤務職員として障がい者を採用するケースも見受けられるところでございまして、本市としましても同様の活用が図れないか検討を進めているところでございます。

以上が、本条例の制定により採用ができる4つの区分の職員でございます。

また、本条例においては、4つの区分の職員の給料の取り扱いも定めております。3ページ目の第10条をごらんください。本条は、特定任期付職員の給料の取り扱いを定めたものでございます。まず、特定任期付職員には、給料、通勤手当、管理職特別勤務手当、期末手当、そして特定任期付職員業績手当なるものを支給できるようにするものです。

そして、第2項で定めているのが、適用する給料表になります。この給料表の額は、国家公務員における特定任期付職員の給料月額と同じ額を用いており、1号給から4号給までに分かれております。

この号給の適用基準につきましては、4ページ目をごらんください。高度の専門的な知識・経験の度合いや、業務の困難度に応じて設定されております。また、特定任期付職員業績手当については第5項で規定してございまして、特に顕著な業績を上げたと認められる場合に限り、1カ月分を6月と12月に支給するものでございます。これは、正規職員の勤勉手当に相当するものと考えていただければと思います。

次に、下段からの第11条をごらんください。本条は、専門的一般任期付職員の給与の取り扱いを定めたものでございます。

まず、第1項では給与の種類を定めており、正規職員に支給される手当のうちから、扶養手当と住居手当を除いたものを支給できるようにするものでございます。これは現在、本市で運用している再任用職員と同じ給与体系でございまして、次の第2項で定めている適用する給料表の額も再任用職員と同じ額とするものです。

5ページ目をごらんください。第3項では、職務の級の適用基準を定めております。従事させる職務の内容に応じて設定されております。

次に、第12条をごらんください。本条は、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取り扱いを定めたものでございます。

まず、第1項は給与の種類ですが、先ほど専門的一般任期付職員と同様に、正規職員に支給される手当のうちから扶養手当と住居手当を除いたものを支給できるようにするものです。

次の第2項で定めている適用する給料表の額ですが、この給料月額は、正規職員の給料表のうち、各級の一番低い額を用いることとしております。すなわち、この表の1級の14万6,100円というのは、正規職員の給料表の1級の一番上に掲げられている額、これが1級の一番低い額でございまして、順に2級の19万5,500円も、正規職員の給料表の2級の一番上に掲げられている額でございます。

6ページ目をごらんください。第3項では、職務の級の適用基準を定めております。従事させる職務の内容に応じて設定されております。

次の第4項は、任期付短時間勤務職員の給料月額の算出法でございます。任期付短時間勤務職員の給料月額は、第2項の給料表の額に、勤務時間数に応じて割り返した率を乗じて算出することとしております。

以上が、任期付職員の給料の取り扱いでございます。

最後に附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第9号の補足説明になります。

次に、議案第10号、那須烏山市臨時的任用職員給与条例の制定につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、条例案をごらんください。

第1条の趣旨で、「この条例は、臨時的任用職員の給与に関し定める」とありますが、この臨時的任用職員については、本市における臨時・非常勤制度の運用は、先ほどの議案第9号でも説明しましたが、平成23年3月に整備した那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例に基づき、一の年度を通じて任用する嘱託職員を幅広く活用し、臨時的任用職員については、主に6カ月以下の短期間の任用、いわゆるアルバイト的な任用をする場合にのみ活用してきたところでございます。

ところが、今般の地方公務員法の改正においては、いわゆるアルバイト的な任用は、会計年度任用職員制度の中で任用していくこととなったところでございまして、来年4月以降の地方公務員法に基づく臨時的任用職員というのは、常勤職員、いわゆる正規職員が退職、休職などにより欠けてしまった場合に、その欠けてしまった職員の業務を一時的に職員のかわりに担わせる場合にのみ任用できるものに厳格化されることとなります。つまり、アルバイト的な任用でなく、常勤職員、いわゆる正規職員の代替として本格的な業務を担うことができる者を任用するというものであります。そういった背景もあり、制度改正後の臨時的任用職員の給与の取り扱いを新たに定めようとするのが本条例の趣旨でございます。

次に、第2条ですが、「「臨時的任用職員」とは、次に掲げる職員をいう」とあり、3つの区分の職員が規定されております。

まず1つ目が、地方公務員法に基づく臨時的任用職員でございまして、これは、先ほど説明したように、常勤職員が欠けた場合の一時的な補充対応のために任用された職員でございます。

次の2つ目ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員でございまして、これは現在、既に制度化されてございまして、育児休業する職員の代替として臨時的任用をできることになっておりますが、その職員のことを指しております。

そして3つ目ですが、那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例に基づく臨時的任用職員でございます。これも現在、既に制度化されてございまして、配偶者同行休業をする職員の代替として臨時的任用をできることになっており、その職員のことを指しております。

そして、それら臨時的任用職員の給与の取り扱いを定めているのが、次の第3条でございまして。その給与については、「那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第12条の規定の適用を受ける同条例第5条の規定に基づき、任期を定めて採用された職員の例による」と定めるものでございます。これは、先ほどの議案第9号で説明した一般任期付職員の給与の例によるものというものでございます。すなわち、正規職員の給料表のうち、各級の一番低い額を用いて定めた給料表が適用になるわけでございます。

最後に、附則でございまして、まず、第1項は施行期日でございまして。令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項では、9月議会で制定した会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と、今回制定する本条例により、現在運用している那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例は、その役目を終えることになり、これを廃止するものでございます。

以上が、議案第10号の補足説明になります。

次に、議案第12号、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

本案は、市長の提案理由にもあったとおり、議案第9号の任期付職員制度の導入、議案第10号の臨時的任用制度の整備、また、来年4月1日から会計年度任用職員制度の導入に伴い、現在の再任用制度を含めた職員任用制度全体の適正化を図るため、関係条例の条項の整備を一括して行うものであります。なお、ボリュームが多いものですので、ポイントを絞って説明させていただきますと思います。

お手元の議案書をめくっていただき、第1条、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正をごらんください。

本改正では、まず、規定事項の区切りを明確にするとともに、規定内容全体をわかりやすくするため、目次を追加し、章立てを図るものでございます。

次に、下段から2ページ目にかけての第2条第4項の改正は、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例第6条の規定により採用された任期付短時間勤務職員の勤務時間の基準を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された任期付短時間勤務職員と同様とし、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定めるとするものでございます。

次に、2ページ目の下段から3ページ目にかけて、第8条の2から第8条の4までの改正は、章立てによる整理により、現行の第8条の4に規定する時間外勤務代休期間について、規定位置を第8条の2に変更し、これにより繰り下げになる第8条の3と第8条の4は、第4章の区分けとなるよう整理するものでございます。

次に、4ページ目をごらんください。下段の第18条の2の改正でございます。これは、「臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定めるところに従い任命権者が定める」とし、別途定めることとするものでございます。

次に、5ページ目をごらんください。この別表第1は、職員の特別休暇に関する事項でございます。

まず、5の項の改正ですが、これは、結婚休暇の取り扱いでございまして、結婚休暇における結婚の日の解釈について、国の運用に基づき婚姻届の提出日と結婚式の日が異なる場合に、いずれの日を結婚の日にするかと職員が選択することができることを明確に位置づけるものでございます。また、婚姻届も出さず、結婚式も行わない場合の判断は、本人による事実婚の申し出や、何らかの結婚に相当する事実の証明などをもって個別に所属長が判断するものでございます。

次の下段の8の項を削る改正から、次の6ページ目の9の項から10の2の項までの改正ですが、これは、男女雇用機会均等法の規定に基づく妊産婦のための特別休暇を整理するものでございます。

以上が、第1条による改正の主な内容になります。

次に、第2条、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をごらんください。

本条例では、先ほどの第1条の勤務時間条例の改正と同様、まず、規定の事項を、区切りを明確にするとともに、規定内容全体をわかりやすくするため、目次を追加し、章立てを図るものでございます。

次に、7ページ目をごらんください。この第2条は、育児休業することができない職員を定

めている条項ですが、今回、任期付職員制度の導入に伴い、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条の規定により、採用される任期付短時間勤務職員のうち、同条第3項の各種部分休業に伴う任期付短時間勤務職員を、育児休業することのできない職員の範囲に加えるものでございます。

次に、下段から次の8ページ目にかけての第6条の2を加える改正ですが、これは、まず第1項では、任期付職員条例の制定により、同条例に一般任期付職員の給与の取り扱いを定めたことに鑑み、育児休業に伴う任期付職員の給与の取り扱いについては、任期付職員条例に基づく一般任期付職員の給与の取り扱いを準用することを定めるものでございます。

また、第2項では、臨時的任用職員給与条例の制定により、同条例に臨時的任用職員の給与の取り扱いを定めたことから、育児休業に伴う臨時的任用職員の給与については、「那須烏山市臨時的任用職員給与条例の定めるところによる」と確認的に明記するものでございます。

次に、9ページ目をごらんください。第17条の改正部分になりますが、これは、職員が短時間勤務をする場合の給与の取り扱いについて、所要の規定の整備を行うものです。これが10ページ目まで続きます。

次に、11ページ目をごらんください。第17条の2を加える部分になりますが、これは、任期付職員制度の導入に伴い、任期付職員が育児短時間勤務をする場合の給与の取り扱いについて、所要の規定を整備するものでございます。

次に、12ページ目をごらんください。第19条の改正部分になりますが、これは任期付職員条例の制定により、同条例に任期付短時間勤務職員の給与の取り扱いを定めたことに鑑み、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給与の取り扱いについては、任期付職員条例に基づく任期付短時間勤務職員の給与の取り扱いを準用することを定めるものです。

以上が第2条による改正の主な内容になります。

次に、14ページ目をごらんください。第3条、那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正の説明になります。

第7条、第8条の前段部分の改正は、所要の規定の整備を行うものでございまして、次の15ページ目をごらんください。第6項と第7項を加える部分ですが、これは、まず第6項では、任期付職員条例の制定により、同条例に一般任期付職員の給与の取り扱いを定めたことに鑑み、配偶者同行休業に伴う任期付職員の給与の取り扱いについては、任期付職員条例に基づく一般任期付職員の給与の取り扱いを準用することを定めるものです。

また、第7項では、臨時的任用職員給与条例の制定により、同条例に臨時的任用職員の給与の取り扱いを定めたことから、配偶者同行休業に伴う臨時的任用職員の給与については、「那須烏山市臨時的任用職員給与条例に定めるところによる」と確認的に明記するものでござい

す。

次に、第4条、那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正の説明になります。

本条例は、今般、臨時的任用職員に係る規定の整備が図られることに伴い、現在、臨時的任用職員については、地方公務員法の分限規定の適用が除外されているところを、これを条例に基づき適正に分限処分を行うことができるよう、所要の規定の整備を行うとともに、今回の整備にあわせて、臨時的任用職員と同様に地方公務員法の分限規定の適用が除外されている条件付採用期間中の職員の分限処分についても、条例に基づき適正かつ明確に行うことができるよう、所要の規定の整備を行うものです。以上の内容が、下段から次の16ページにかけての第8条を加える部分になります。

以上が、第4条による改正の主な内容になります。

次に、第5条、那須烏山市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正の説明になります。

本改正は、第1条による勤務時間条例の改正により、同条例第8条の4第1項の規定を、第8条の2第1項に変更したこと、また、条例番号の付記を制定年月まで引用することに伴う所要の規定の整備を行うものです。

以上が、第5条による改正の主な内容になります。

次に、17ページ目をごらんください。第6条、那須烏山市職員給与条例の一部改正の説明になります。

まず、第1条の2の改正ですが、これは、再任用職員に支給される給与の種類について、その取り扱いが明確になるよう、規定の整備を行うものです。

中段から第4条の2、下段の第8条、そして次の18ページ目の第9条の2の改正も、同じく再任用職員の給与の取り扱いに係る規定の整備を行うものです。

次に、19ページ目をごらんください。第17条第5項の改正ですが、これは、期末手当の役職加算の範囲に、再任用職員は含まないことを明確に規定するものです。

次に、下段から次の20ページ目にかけての第18条の4の改正ですが、これは、臨時的任用職員給与条例の制定により、同条例に臨時的任用職員の給与の取り扱いを定めたことから、職員給与条例と適用関係を整理するものです。

以上が、第6条による改正の主な内容になります。

次に、第7条、那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正の説明になります。

まず最初の部分は、現行の第2条から第3条の2までの規定構成を見直し、第8条で改正する那須烏山市水道事業企業職員給与条例と同じ規定構成にするため、第2条、第3条として再

構築を図るものです。

また、再任用職員に支給される給与の種類について、市職員給与条例と同じく、その取り扱いが明確になるよう、規定の整備を行うものです。

次に、21ページ目をごらんください。第8条の改正は、休日勤務手当の規定構成を見直し、第8条で改正する那須烏山市水道事業企業職員給与条例と同じ規定構成にするものです。

次に、22ページ目をごらんください。第17条の4を加える部分ですが、これは、任期付職員制度の導入に伴い、任期付職員として技能労務職員を採用した場合の給与の種類、及び基準の取り扱いを規定するものです。

次の第18条の改正は、会計年度任用職員として技能労務職員を採用した場合の給与の種類及び基準の取り扱いを規定するものでございまして、次の第19条の改正は、臨時的任用職員として技能労務職員を任用した場合の給与の種類及び基準の取り扱いを規定するものです。

以上が、第7条による改正の主な内容になります。

次に、23ページ目をごらんください。第8条、那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正の説明になります。

まず最初の部分は、任期付職員制度及び会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これらの職員の給与の取り扱いについても対応できるようにするため、現行の第1条、第2条の規定構成を見直し、再構築を図るものです。

また、再任用職員に支給される給与の種類について、市職員給与条例と同じく、この取り扱いが明確になるよう規定の整備を行うものです。

次に、24ページ目をごらんください。第10条の2を加える部分ですが、この規定では、現行では第12条の第1項で規定されていたものですが、本来は独立して規定すべき事項であることから、今回、第10条の2として独立させるものです。

また、第14条の2を加える部分ですが、この規定は、現行では第15条の2で規定されていたものですが、第7条で改正した那須烏山市技能労務職員給与条例における規定位置を踏まえ、適切な位置に変更するものです。

次に、25ページ目をごらんください。第18条の4を加える部分ですが、これは、任期付職員として企業職員を採用した場合の給与の種類及び基準の取り扱いを規定するものです。

また、次の第19条の改正は、会計年度任用職員として企業職員を採用した場合の給与の種類及び基準の取り扱いを規定するものでございまして、次の第20条の改正は、臨時的任用職員として企業職員を任用した場合の給与の種類及び基準の取り扱いを規定するものでございます。

以上が、第8条による改正の主な内容になります。

26ページ目をごらんください。最後に附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第12号の補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 二、三お伺いします。

まず、議案第9号なんですけど、この条例で定める任期付職員と、これは第3条から第6条まで定めてありますが、本市ではこういった特定任期付職員の採用の必要性について、なぜ必要なのか1点お伺いしたいと思います。

それと、やはりこの第3条の中で、任期付職員を選考するあたりのこの採用指針といいますか、この選考方法について、特別、何か基準があるのかですね。こういった職員を採用する場合の採用基準、これについてお伺いします。

それと、第7条なんですけど、これは私、必要があるのかなと思いますね。これは任命権者に公正な選考採用を求めることは当然のことで、なぜ条例にまでこれを定めなければならないのか、このことについてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 特定の任期付職員については、先ほども説明の中で話したように、弁護士とか、高度の専門的な知識を持っている方というのが、もし採用する場合はということで、こちらは想定しています。これは法律的にこんなものがあつたものですから、条例を整備したところでございまして、市として今、こういうことをしたいというような考えはございません。

選考については、もしあつた場合、口述試験とか筆記試験、面接、経歴等評価、論文試験とかいろいろございまして、その人物がうちのほうで求めているところに当てはまるかどうかというのを選考で試験をするものでございます。

あと、第7条につきましては、特定任期付職員とか専門的一般任期付職員については、特定

なものに限定されることとなりますので、選考されることになっておりますが、それゆえ厳正かつ適正な採用選考を行うことが求められておりますので、適正な採用選考設定は社会全体の流れであり、これを踏まえて設けた条項と考えております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず、今回は来年の4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるというのが基本だと思います。それで、従来まで臨時職員等を採用していたものが、今回、一般職の任期付職員採用、それと議案10号の臨時的任用職員採用というのが導入されることによって、大きく変わるんですよと、こういうことだと思うんですよね。

その辺で、実際にこれまではどういう表現を使っていたんだっけな、臨時的なこれまでの職員の規定が今後、この任期付職員採用並びに臨時的任用職員の採用というようなこと変わるんですけども、おおむね職員、どのぐらいの人数というか、今まではこういうような大雑把に臨時職員、採用していたけど、これからは臨時的任用職員はこのぐらいで、特定任期付職員、専門的任期付職員、一般任期付職員、短時間勤務というように振り分けると思うんですが、どういふふうな人員構成で採用されるようなことになるのか、この辺、会計年度任用職員も含めてどういふふうになるのか、ちょっとお示しいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 現在、嘱託職員等で雇っている方等については、ほぼ会計年度任用職員に移行になります。

今回整備した条例に該当する方は、ほとんどいないと思います。もし該当する方が出た場合、受けられるような形で整備をしていくと。法がちょっと変わったものですから、今回、全部整備したということで理解していただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それで、議案12号なんですが、先ほどちょっと、あれっと思ったのは、職員の結婚の話で、第7章雑則の第18条の2ですか、それでその中の別表の中で、結婚の日というのが、婚姻届を出した日もしくは結婚式等の儀式を行った日、またはそれも両方もやらない、しかし簡単に言うと同居しているという場合と、それらの事情が認められた日と、婚姻関係が認められた日というふうにあるんですが、この辺は役場としてはどういふふうに、誰がこれを認定するのでしょうか。その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 結婚休暇については、今までの規定は結婚の日としか規定していなかったんですが、内規的には今までも婚姻届を出した日と式を挙げた日とかなり違っている

方が多くて、というのは新婚旅行にいつ行くんだと、それで休暇をとりたいといったときに、この規定だと、結婚の日から6カ月以内にその5日間の休暇が認められているんですが、それを基準日をどちらにするかというのが明確じゃなかった。一応、今までもどちらかを認めていたということがございまして、今回、条例改正に合わせて、ここを整備したところでございます。今までと状況的には変わりません。

認めるのは、総務課のほうに届け出がございまして、それに合わせて、うちのほうで認めさせていただきます。所属長が認めるということになります。結婚の日から半年以内ですと、その結婚休暇に……。特別休暇については……。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） いや、だからそれはわかったんですが、その事実婚を認めるというのはどういうふうに認めるのかと。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 事実婚については、今まで事例はないんですが、もし事実婚をもとに新婚旅行へ行きたいとか休暇をとりたいということがあった場合、それはここに規定があるように、そういった証拠書類か何かを出してもらいながら、その判断ということになるかと思えます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） よろしいかどうかちょっとわからない。いいです。次の人。

○議長（沼田邦彦） ほかに。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 今回の平塚議員からも質問あった件なんですけれども、議案12号の5ページの事実婚に関する事なんです、これはあくまでも入籍等を前提とした事実婚に関する旅行だつたりの話、結婚式とか、その後でそのうち籍を入れるよということが前提となっているんですかね。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 事実婚につきましては、そういった申し出があった場合、いろいろ調査して、認めるかどうかということになると思えます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） わかりました。

あと、議案9号のほうの1ページ、第2条のほうで先ほど課長から詳しい説明がございまして、特定任期だつたり専門的一般任期の大体の業種の違いというのはわかったんですが、その後の業務の難易度に関して、例えば日産の元工場長を学校長として採用する場合というのに関

して、業務の困難度、難易度というものがあらかじめ設定されているのか、もしくはケース・バイ・ケースで当てはめるのか、その件に関して伺います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） その方を市の職員のどの位置に充てるかということで判断になると思います。専門職の中で、その方を施設の長という形でお願いするというのであれば、4級の給料表に入るといような適用になります。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第9号、議案第10号及び議案第12号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、議案第10号及び議案第12号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第11号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第11号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーを利用することができる市独自の事務に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に関する事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、

御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、命によりまして、詳細説明を申し上げます。

マイナンバーを利用することができる事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に定めている事務と、市独自で条例に定める場合に限られております。

改正案につきましては、この市独自でマイナンバーを利用することができる事務を定めている本条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する事務を追加し、事務手続に必要となる地方税関係情報や住民票関係情報を取得することを可能とするものでございます。

地域生活支援事業に関する事務については、利用者の負担額を決定するために、利用者とその家族の課税状況等を確認する必要があるとございます。例えばこれまで担当課の健康福祉課から税務課に対して、課税状況等を照会して確認しておりましたが、マイナンバーを利用して事務を行うことにより、健康福祉課内の電子システムを利用して照会することができるようになり、事務の効率化が図られるようになります。

新旧対照表1ページをごらんください。

別表第2に、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する事務を追加してございます。

2の項から、ページをめくっていただいて7の項については、1の項を追加したことにより、それぞれの項番号が繰り下がるものでございます。

最後に、附則ですが、本改正は、令和2年1月1日から施行することとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第11号でございますけれども、マイナンバー法に基づいて、市独自に地域生活支援事業に関する事務を提案しているわけでございますが、先ほどの説明では、障がい者が日常生活及び社会生活の総合支援を受けるとか、地域生活支援事業を受けるような事務の関係で、その障がい者の家庭の課税状況を役場内で確認することができるというようなことなんですけれども、なぜその課税状況を調べる必要があるんでしょうか。ちゃんと税金

が納まっていないというのは、こういう支援をしないというようなことに使われるなんていうことはないでしょうか。その辺、ちょっと意味がわかりませんので、もう一度、説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） お答えいたします。

地域生活支援事業の中には、日常生活に使用する用具を給付する事業とか、外出及び余暇活動のために移動をする移動支援事業とかそういったものがございまして、その事業を提供するための1つの判断基準として、所得状況等を確認する必要があるのではということになります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） そういう支援事業を受けるための判断基準として、障がい者の家庭の課税状況を調査したものを役所内で確認することができるということなんですけども、それはもし何か問題があれば、先ほど説明されたような支援事業を受けられないとか、あるいは停止させられるとか、そういうことになるんでしょうかね。その判断基準というのはどのような内容でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 所得に応じて事業を行うという判断になるので、例えば所得が大分、多い世帯とかそういったことになると、その判断でだめになってしまうという場合もあると思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） そのマイナンバーの今度は問題になるんですけど、市内のマイナンバーの移行状況というか、前は8%か10%かちょっと今、正確には忘れちゃったけど、その程度だったのかなと思うんですが、現在は何%ぐらいマイナンバーカードは普及されていますか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 10月31日現在で申請をしているのが2,907名、人口に対して10.9%でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第11号、那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

先ほどの提案、あるいは説明の中にもありましたように、まず、これはマイナンバーの利用を市独自に市の事務に入れるということで、地域生活支援事業に関する事務を追加するということの提案でございます。しかし、先ほどの質疑の中にもありましたように、このマイナンバーを利用して、障がい者の所得、その家族等の所得状況を調査して、そしてその所得に応じてこの事務を執行するか、しないかを決めるというような内容でございますので、まさにこのマイナンバーの国民総背番号制にする中で、いわゆる納税状況と福祉の供給状況、これを勘案するというに使われる見本ではないかと私は思います。

そもそもこのマイナンバー制度導入についても、私は厳しく反対いたしました。その具体化としても、この福祉事業にこのような制度というか、こういう方法で使われることについても反対でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第11号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第13号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第13号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給のいわゆるボーナスが引き上げられたことに鑑み、本市の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、期末手当の支給月数を、今年度分から0.05月引き上げ、年間3.35月から3.40月にするものであります。

この0.05月分の引き上げにつきまして、今年度は12月分を1.675月から1.725月に引き上げて支給するものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和2年度以降は、6月分と12月分をそれぞれ3.40月の半分である1.70月分ずつ支給するものでございます。これが第2条の改正になります。

なお、本改正に伴い、議員の皆様の期末手当も連動して同様の引き上げとなることを申し添えます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第13号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第14号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第10 議案第14号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の俸給、住居手当及び勤勉手当が引き上げられたことに鑑み、国家公務員と同様に、本市職員の給料、住居手当及び勤勉手当の引き上げを行うため、関係条例を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、議案第14号、那須烏山市職員給与条例等の一部改正につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、1ページ目をごらんください。まず、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。

まず、第17条の4の改正につきましては、人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月数が0.05月分引き上げられ、年間4.45月から4.50月に引き上げになり、その引き上げは、勤勉手当で措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。

具体的には、今年度の6月分は既に支給済みですので、12月分の支給額に0.05月分、上乘せし、対処するものでございます。

続いて、2ページ目から6ページ目にかけては、行政職給料表の改正でございます。これは、民間給与との格差0.09%を埋めるため、平均改定率0.1%により、給与月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は附則において、第17条の4については公布の日から、給料表については本年4月にさかのぼって適用することといたしております。

続いて、7ページ目をごらんください。第2条、同じく那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。

7ページ上段、第9条の2は、住居手当について、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、手当額の上限を引き上げるものでございます。

7ページ目下段から8ページ目にかけては、第17条の4の改正でございます。これは、先ほどの説明で、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、今年度はこれを12月分の支給分に上乘せし、対処すると説明しましたが、令和2年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて、均等に支給しようとするものでございます。

続いて、9ページ目から12ページ目にかけては、第3条、那須烏山市診療医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。行政職給料表における給料月額の引き上げと均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

以上の第3条の改正は、行政職給料表の引き上げと同様に、本年4月にさかのぼって適用することといたしております。

続いて、13ページ目をごらんください。上段の第4条は、那須烏山市技能労務職員給与条例を、下段の第5条は、那須烏山市水道事業企業職員給与条例をそれぞれ一部改正することにより、第2条の一般職と同様に、技能労務職員と水道企業職員の住居手当についても、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるものでございます。

最後に、附則でございます。

第1条は、施行期日ということで、本条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、令和2年度における住居手当の額は、勤勉手当の支給率を定めた第2条、第4条及び第5条における改正については令和2年4月1日から施行するものでございます。

次の第2条以降は、経過措置でございます。

まず、第2条は、既に本年4月から支給された給料については、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございます。

次に、第3条は、住居手当について、改正後の規定により住居手当が非該当になるものと、手当額が2,000円を超えて減額となる職員については、改正前の手当額から2,000円を減じた額を、令和3年3月31日まで支払うものであります。

最後の第4条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものでございます。

なお、本改正条例が可決された後には速やかに公布し、12月13日の給与支給日に合わせ、引き上げ額、差額分の処理を行っていく予定としているところを申し添えまして、説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いしたいと思います。

今回、住居手当の支給についても改正されているわけですね。ことしの当初予算を見ますと、住居手当は合わせて800万円を超える額を職員に支給されているとしているわけなんですけど、そこで、この職員のうち、借家に住んでいる職員に対しても当然ながらこの住居手当を出しているわけなんですけど、借家の平均額というのは調べているのでしょうか。もしおわかりでしたら、御答弁いただきたいと思います。

2点目は、特別会計を含めまして、今回の改正によって人件費というのは幾ら増額するのか。ことしではなくて、もし1年分でわかりましたら、その額でお願いしたいと思います。

3点目を申し上げます。御承知のとおり、本市職員のラスパイレス指数、99.1で、県下25市町村中第11位。どちらかといえば上位にあるわけですね。しかしながら、本市の自主財源率は35%で最下位です。にもかかわらず、人事院勧告どおり引き上げなければならないのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 平均家賃でございますが、今、市のほうで住居手当を支払っている職員、28名おまして、この平均で、家賃としては5万2,400円でございます。

それと2点目の、改正による影響額ですが、ことしの給与改定とボーナスの改定に影響する額としましては、627万5,000円を見込んでおります。

それと、人事院勧告どおりやるのかというようなお話でございますが、人事院勧告制度、議員も御存じだと思うんですが、労働基本権の代替措置として、人事院または人事委員会等で情勢適用の原則に基づいていろいろ数字を出していただいているところでございます。勧告を通

じて、職務に精励している職員に適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものと考えております。ということで、人事院勧告どおり実施したいと考えているところでございます。

ちなみに、ラスパイレス指数なんですが、ここ年々、下がってきておりまして、まだ試算値ということで公表にはなっていないんですが、今回また下がりまして、98.9になるかなということで今、数字のほうは出ております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 職員の給与の関係なんですが、これは人事院勧告に基づいて、国家公務員も県職員も市町村職員も同じ給料表、そのどこに適用するか、それは市町村によって、例えば新採職員の場合の給与なんかも違っているようなんですが、いずれにしてもそう違わないですよ。職員の場合。

しかし、我々議会議員は25市町村中、町も含めても下から5番目ですね。市長は下から7番目ぐらいだったかな。町長でも川俣市長よりももっと給与額が報酬が上の町長もいます。こういうような私、これでいいのかなというように非常に疑問を持っているわけなんです。それで質問したわけです。このことについて、市長、何か所見がありましたらお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 上げてもらえるのはうれしいと思いますけど、うちの財政を考えますと、この辺で普通かなと思っております。中山議員、ありがとうございます。頑張ります。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 先ほど今回の改定の差額627万5,000円というような話なんですけど、これは市長、副市長、我々議員も入っての改定の金額でしょうか。それともそれはまた別の金額なのか、もう一度、確認をしておきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 議員の報酬については、人件費というか、私のほうではつかんでおりませんので、先ほど議会事務局のほうに確認したんですが、影響としては27万2,000円弱になるような話でございました。（「そうすると、議員以外の人件費が627万5,000円」の声あり）はい。（「わかりました」の声あり）

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第14号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時5分といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備
について

○議長（沼田邦彦） 日程第11 議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、10%に引き上げられた消費税を円滑かつ適正に転嫁するとともに、受益者負担の適正化の観点から、統一的な算定基準のもと、使用料、手数料等の原価計算や単価算出を行い、

その結果に基づき額の改定が必要と認められる複数の手数料等に関し、一括して改正するため、条例の整備を行うものであります。

詳細につきましては、総合政策課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 命によりまして、議案第15号の詳細説明をいたします。

本市の使用料、手数料等の料金設定につきましては、維持管理費等をもとに類似施設や近隣自治体の金額を参考に設定してきた経緯がございますが、その算定方法や見直しの時期などについての統一的な基準がなく、税証明や住民票等の手数料は40年以上、据え置かれたままの状態ございまして、合併時におきましても改正されないという実態がありました。

また、平成26年に消費税が8%となったときにおいても、全体的な改正はせず、次回10%となるときに統一的な基準のもと、見直しを行うとされておりました。

このようなことから、本年2月に制定いたしました那須烏山市行財政改革大綱に基づき、行財政改革の一環として、10月の消費税率の改定を契機に、財源確保と受益者負担の適正化を進めるため、使用料及び手数料の全体的な見直しを行ったものでございます。

今回の手数料の改正につきましては、他の法律等に準拠して額が定められているものや、県から権限移譲された事務で県内同一単価としているもの等を除き、1件の証明書等を発行するための人件費や必要経費のコスト計算を行い、改正する必要があると思料されるものにつきまして行っているものでございます。

それでは、議案書1ページをごらんください。

第1条は、那須烏山市手数料条例の一部改正でございます。

別表の中の3、地方税法に基づくものでは7件について、2ページの住民基本台帳法に基づくものでは5件、8、身分に関する証明から、11、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付で4件、15、農地法に基づくものから、16、農業振興地域の整備に関する法律に基づくものでは11件、3ページの地籍調査に基づく成果の交付で5件、4ページの23、その他の諸証明で1件の計33の証明事項について、主に200円を300円に改正するものでございます。

なお、これらの改正は、県内25市町中11市町が既に300円に改正済み、または改正見込みとしているほか、約4市町が検討中であることを勘案すれば、金額的には妥当なものと思料してございます。

次に、第2条、那須烏山市税条例の一部改正でございます。

こちらは、5ページの第91条第8項にあります原動機付自転車または小型特殊自動車に係

る標識の返納に際し、き損や亡失された場合に納めていただく弁償金を、現行の200円から300円に改定するものでございます。

5ページ中段及び6ページをごらんください。第3条、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正、及び第4条、那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正につきましては、健康診断書及び病気診断書について、それぞれ現行の1,500円から2,000円に改定するものでございます。

6ページ中段をごらんください。第5条、那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。

改正条項の第9条の臨時または特別な場合の一般廃棄物の処理手数料については、令和2年度から南那須地区広域行政の保健衛生センターの一般廃棄物処理手数料が改正されることに伴い、改正するものでありまして、許可申請手数料につきましては、今回の全般的な見直しによる改正でございます。

最後に、附則でございますが、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 見直しを行うということで、いろいろ計算をしていただいたのかなと思うんですけども、消費税の値上げで8%に上がるときもいろいろ上げたいところはあったんですけども、10%に上がるときということのお話もいただきました。各市町で行政サービスの中で値上げしているところもありますよと、こういうような話もあったかなと思います。

そういう中で、値上げばかりじゃなくて、値下げをするところがあると。これは、ページ数でいうと7ページ、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、3,150円から3,000円に値下げと。今までとり過ぎていたと、こういうことなんだと思うんですね。次は、し尿等は2,000円から3,000円ですけども、次また3,150円から3,000円にというようなことで、これはどのような理屈なのか。単純に何かこれを見ると、3番なんかは3,150円というと、3,000円に五三、十五で5%乗っているとか、1,000円に、本当はこれ、5%のときにこの辺、改定したんですけども、間違っちゃったので元に戻したみたいなのに、これは勝手に見えるわけなんですけども、何でここだけ行政手続が下がったのかというのはとても疑問に思うところがあるんですね。

あともう一つ、今、各ところも値上げをするんだ、値上げをしたんだという市町があると、こういうことなんですけども、そういう市町の中で、例えばコンビニ交付をやっているか、

やっていないか、結局、コンビニでとれば、那須町はコンビニでとれば200円ですよというように、それはコンビニ交付をやるということは、行政がお金をかけているということなんですけれども、うちはそういうことはやらないで、ただ単に値上げをするんだというのでは、どうも納得が私にはできないんですね。やってくれとは言わないんですよ。お金がかかるから、やってくれとは言わないんですが、そういうことをやらないんだったら最低200円だとかというのが考え方なのではないのかなというのが私の考えなんですけれども、その点についても御答弁いただければなど、こういうふうに思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、私から、7ページの手数料が上がったものと下がったものとのところでございますが、まず第1点として、法令に基づいて出す許可は、基本的に消費税はかからないという決まりがございます。先ほど3,000円の5%のときに3,150円じゃないかというお話があったんですが、当時そのような換算をしていた経過は確かにございました。

これは、平成3年、4年、そういった消費税5%に上げられたとき、平成8年度からですかね、5%に上がったのは。そのときからこのような運用をやっていたようでございますが、このたびこれにつきましても全庁的に使用料を見直す中で、実際にどのぐらいの人件費がかかるのかという積算を正確にしました。その結果が、3,000円になったということでございます。

また、第17条の第1項第1号の3,000円、第2号の3,000円、第3号の3,000円、第5号の3,000円、第5号につきましても、3,000円同額となっておりまして、許可申請に係る人件費と事務事務については、この手数料の許可に対しては何の差異もございませんので、全て同じ処理経過が人件費としてかかる。事務量もかかる。その結果、3,000円になったということで今回、3,000円になった経過がございます。

また、第1項第4号につきましても、2,100円が、これも5%の2,100円から始まっておりますが、同じように人件費を加味した事務事務等を考慮した結果、2,100円になったということで、今回このような積算をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） コンビニ交付を含めたものにつきましても、やらないなら200円でもいいんじゃないかという御意見だと思います。

今回の改正につきましても、今回の手数料自体の単価が適正なものかという部分に立ち返りまして、人件費や物件費等の単価計算を行った上での改正でございます。

なお、コンビニ交付につきましては、確かに栃木県内では、那須烏山市とどこか1市町か2市町やっていない自治体がございますが、現在は、先ほどのマイナンバー等がだんだん普及されるということを含みまして、住民票の交付自体を求めている申請もだんだん出てきておりますので、こちらのこれからのコンビニ交付が必要かという議論は、また別途、行いたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） よくわかりました。

そうしますと、こういう計算をしたんだ、人件費が幾らで、これだけの時間がかかって、こうなんだという計算は、各それぞれしたということなのかなと思うんですね。

そういうのを見せて、説明をしてくれといっても、今これを出されちゃうと、オレオレ詐欺じゃないですけど、行ってすぐあれでおろしてよと、ATMの前へ行っておろしてよと何か言われているような気が私はするんですね。

だったら、こういう根拠に基づいて計算をして、こういうことでこの300円になったんだと。システム利用料が幾らで、ここにつく人が幾らで、こういう計算はできているということ、だからこれが出たんだと、こういう理屈だと思うんですが、その辺は間違いはないですよ。

だから、今ここへ出さなくても、まだ時間があるので、そういうのを出して説明をしてもらおうと、こういうのが必要かなと思って、私は最初から反対しますよと申し上げていますが、その辺について、出ているのか、出していないのか、計算はできているのかどうなのか、説明がしっかりできるような。当然、出ているからこれが出ているということだと思うんですが、それだけの確認をしておきたい、こういうふうに思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 手数料の改定の見直しに当たったのももとの算定に当たっては、さきの全員協議会で説明したと思います。その計算の仕方等につきましても、数字は言っておりませんが、算定の仕方については全協の中で説明させていただいたと思います。改めて申し上げませんが、数字等については当然、手数料、使用料等について全体的に見直した上での御提案でございますので、御理解願いたいと思います。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 15番 中山議員。

○15番（中山五男） 前もって質問項目、4項目ほど出してありますので、それに基づいて質問します。

まず1点ですが、今回の手数料の引き上げは、消費税引き上げ分を適正に転嫁するためとし

ているわけですが、例えば200円が300円に引き上げて、これは50%アップですよ。200円の2%といたら4円ですよ。余りにも私はこれは引き上げ過ぎなのではないかと思えます。

今、市長は庁舎を新築しようとしていますね。それで金が足らなくなったから、こういうところまで引き上げるのではないかと、そのような見方を私はされるのではないかと。そういう意味でも、私は今回は引き上げるべきではないかと。このことについて、まず。

2点目を申し上げます。今、市が支払っている消費税の対象となっている事業名、それと消費税額というのはどんなものなのか。消費税の課税対象となっているものですね。どのぐらい払っているのかについてお伺いしたいと思います。

3点目、お伺いします。公共施設料金全部を今回は見直せなかったんですよ。例えば山あげ会館、公民館、運動場の使用料、市営住宅の使用料、公園使用料、こういうのは全く手をつけていません。なぜ全部を見直ししなかったのかです。

4点目、申し上げます。これは重要なんですけど、受益者負担金の原則は何か。これは定義があると思うんです。このことについてお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、1点目の消費税の転嫁をするためとして、200円が300円は50%アップではないかということでございますが、先ほど冒頭、市長から提案理由を申し上げましたように、10%に引き上げられた消費税を転嫁するとともに、受益者負担の適正化の観点から、全体的な算定基準のもとで見直したということでございますので、消費税転嫁の分だけを値上げしたということではございません。

あと、なお、2番目の質問で、市が支払う消費税の対象となる事業とその消費税額につきましては、一般会計については消費税の納付の対象とはなっておりませんので、市の会計等であれば、公営企業会計分になります。金額は私のほうではわかりませんので、後でわかれば上下水道課長が答えるかもしれませんが、そちらでちょっとお答えしたいと思います。

あと、公共施設使用料、全部見直さなかった理由ということでございますが、公共施設利用料の全部を見直した上での今回の提案でございます。手数料につきましては、現在、那須烏山市の手数料につきましては、29項目で125区分の区分がございまして、手数料をいただいているところでございます。

そのうち国や政令に準拠して決まってくるものが約15、県内統一として、権限移譲等で県内統一されているものについては約56です。今回、見直ししている部分につきましては、残り44のうち、今回33の手数料を見直す。この見直す部分については、先ほど言った適正単

価に基づいて今回、見直しが必要だろうと思料したものでございます。

あと、受益者負担の原則は何かという御質問でございますが、法的に受益者負担の理由はあると思いますが、その割合等については決まっているものではございません。そのため今回、手数料につきましては、1分当たりの人件費等や物件費等について検討を加えたものでありまして、手数料につきましては、いわゆる役務の提供に対する対価でございますから、これについては100%、受益者負担ということになります。

使用料につきましては、おおむねほとんどの自治体が提供しているサービスにつきましては、自治体が独自にサービスするというものでございますので、負担率はいわゆる受益者負担というものが0円というふうに算定してございます。事例で申し上げれば、道路や公園、公衆トイレや図書館等については、受益者負担は求めないと。また、全市民が利用するもののうち、特定の人が利用するようなサービスにつきましては、負担率を50%として考えてございます。こちらにつきましては、例えば公民館や運動施設、観光施設、研修施設等を想定してございます。また、民間でも供用されておまして、民間と競合してしまうような部分につきましては、これは100%、受益者負担だろうと。例えば駐車場やそういうものでございます。

そういう算定に基づきまして、使用料と手数料等を見直した結果、今回、今、上程されているのは手数料のほうになります。結果、手数料につきましては33項目について見直したいということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 市で支払うことになっております消費税対象事業としましては、上下水道課で担当しています水道事業、下水道事業、農業集落排水事業がございます。

その税額につきまして申し上げます。平成29年度分の納付としまして、水道事業が2,167万400円でございます。下水道事業が1,33万1,300円でございます。農業集落排水事業が24万8,700円でございます。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） あと、済みません、市で支払うものはそうなんですけど、いわゆる一般会計は、消費税の支払い義務はありませんが、いわゆる事業をやるのには間接的に消費税は支払っております。ですので、理論値になりますけども、今までの現在の那須烏山市の予算で間接的に消費税を払っている金額は、理論値ですが2億7,300万円が消費税を間接的に払っているということになります。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 今回、引き上げた理由、それは一応、答弁をいただきましたが、私

はいずれにしても今、引き上げるべきではないと、そう思っています。

それと、受益者負担の原則は何か、これが非常に私は難しい問題じゃないかと思っています。市は、市民からどのようなときに、いかほど負担させているかですよね。例えば市は行政運営に必要な費用を市民から税金としていただいておりますね。さらに、国からの交付金や補助金も、これも市民が納めた税金の中から市に交付されているものでありますから、行政費用のほとんどが、これは市民が負担しているものと、そう思っています。

そこで、市は納税者である市民に対して、納めた税金をいかなる方法で還元するか、これが非常に私、難しい問題ではないかと思いますが、例えば今、石川課長が言ったように、市道は無料ですね、これはね。これは一般の国・県道の有料道路もありますが、それはそれなりの事情があって有料にしているわけですが、市道は全部そうですね。小中学校の施設も、これは無料ですね。

しかし、全て個人負担なしの無料でよいのかというと、私はそう思いません。私は地方自治法をちょっと開いてみましたら、第227条に、手数料の件が記載されているんですよ。ここでは、地方公共団体の事務で特定のもののためにするものにつき手数料を徴収することができる、こうあるわけですね。使用料については225条、手数料は227条ですね。それで、この手数料については、行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することができる、こう規定されていますから、とてもこれはいいんですよ。地方自治法できちっと定まっているわけです。

しかし、徴収するとなると、きちっとした原価計算をして、その何割を徴収するのか、それと市民の利用頻度ですよね、ごく一部の者しか使わないのか、大方の者が使っているのか、そういう利用頻度等を加味した上で、この額を決定し、徴収すべきではないかと思います。

今回の条例改正では、そのところの私に納得できるような説明がなかったものですから、私は今回は賛成しかねているところであります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） この上程された値上げなんですけども、やはり私も今回、相当これは悩みました。

それで、理屈どおり、これだったらいいんじゃないのというような内容もあるんですけども、余りにも1.5倍を一律にばっと上げて、今、算定方式がというときに、石川課長のほうから、算定方式があると言うんだけど、算定方式があるんだったら、どんな方式なのかなと、どんな方程式なのかなというのがちょっと気にかかりますけども、それがあったら教えてほし

い。まず、じゃあ、それについて。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず手数料の改定に当たっての算定でございますが、いわゆる1件の証明書を出すために必要な、いわゆる時間につきましては、各課、全部ヒアリングをいたしまして、例えば住民票を出すのに、受け付けするのに約1分弱、処理するのに約1分、2分かなというようなところで、人件費につきましては、過去3年間の一般職員人件費の決算額から、1分当たりの職員単価を出した上での人件費を出してございます。

そのほか、その証明を出すにしても、パソコンとか使いますので、そのパソコンの維持経費等について、過去3カ年の発行件数の平均を出して、1件当たり必要なものの金額を算出してございます。

ただ、システムにつきましては、発行するだけのシステムではないので、そこにつきましてはなるべくその発行するためのいわゆるシステムが占めるエリアといいますか割合といいますか、そちらにつきましては、なるべく低く見た上で考えて、1件当たりの発行単価というものを出した上で、この前の全協で出させていただいたと思いますが、見直し算定額というところの欄に書いてある金額がその金額ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） それで計算すると、三百幾らとか400円とか出ていますね。でも今までもこの算定方式でやって、でも200円でやっていたわけですから、この算定方式のおおりの値段には設定はされていなかったわけです。これはやっぱり市民サービスとかそれは影響がすごく大きいからだと思うので、今回それを急に当てはまるというのも、ちょっと市民に説明するときには納得を得ることが難しいんじゃないかなと思ったり、そんなことも考えてみると、今、タイミング的にこれだけ大きな災害があったり、あと市庁舎の問題とかあったり、こういうタイミングのときに、これだけほとんど全ての項目を上げるというのは、本当に逆に市長に対しての、何ていうんですかね、不信任みたいなことがあって、とてもまずいんじゃないかというのを僕は夢の中でも思ったので、今回、そここのところを考えると、これからうちの活性化を元気な市長にやってもらいたいということを考えると、やっぱりこれを今、出す時期ではないんじゃないかなと思って、逆に市長の応援団としては、今回、保留にしたいんですね。

だけど、保留という道がないとしたら、やっぱり前向きな反対をしてでも、何とかこれを差し戻して、もう一度、市民のサービスって何だということを考えて、こんなことを提案したいんだというのを市民にわかりやすくするような、そういうことをスタッフにやらせて、再度、提案してほしいということを願って、今回はそういうふうな判断をせざるを得ないのかなと思っています。これは応援団として言っていますので、皆さん、参考に聞いていただければあり

がたいと思うので、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 答弁は。

○9番（小堀道和） 答弁、何かありましたら。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。私としては、この料金値上げは、消費税8%、5%、やっていないんです。ですから、やはりやる時期というのがあると思います。確かに皆さんの中では、災害の時期と新庁舎をと言っているときに上げるというふうに考えていらっしゃると思います。私のことを思ってと言ってくださって、ありがとうございます。

でも、実はほぼ年間、1個もとらないものです。皆さんがこれで実際に300円を払って、書類をとるものが、ほぼ1年間にないものがほとんどです。そういうものの値上げになっております。すごく使用頻度の高いものは、ちょっと今回は見合わせてあります。その辺のことも見ていただければおわかりいただくと思います。確かに一覧表で並んで出ましたので、すごく多いという発想になっていらっしゃると思いますが、中身を見ていただければ、住民票をとることが年間に何回ありますでしょうか。

今回、庁舎をつくるに当たっても、市民なんて1年間に1回も来ないのに庁舎つくると言われた議員もいらっしゃいました。その中で、本当にこの100円上がったことに対して、市民がどうしてだというほどの、私は処理にお金がかかっているとは思っておりません。

ましてや今回のこの微妙な値上げです。使用する人からもらう100円ですが、これがたまったおかげで金額が300万円浮くこととなります。ということは、今回、災害を受けた方々に本来、出せなかった見舞金等を出せる可能性もありますし、違う意味でのバックアップの補助金にもなっていきます。そういう意味で使っていきたいという金額でもあります。

確かに値上げという言葉で皆さん、慎重になっていらっしゃるのわかります。でも、この時期にそういう意味での市民の本当にバックアップ、本当の義援金だと思っただけの値上げだと思っただけならありがたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 思いはそうなんですけども、やっぱりそうはいつでも一般の市民のほうに、自分も含めて、やっぱり今の時期ではないんじゃないかなということを今、聞いていて、何人かに僕も聞きましたけども、そういう意味では差し戻してほしいなのを思っているんですけども、答弁はいいんですけども、そういう気持ちで、僕は反対したいなと思っておりますので。いろんな判断があると思うので、僕個人としてはそう思っています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 私のほうからもちよつと意見を言わせていただきます。

まず、これ市長の提案説明の中にございました、令和元年10月1日より消費税及び地方消費税等が8%から10%に引き上げられたことに伴い、本市においても消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、また、受益者負担の適正化の観点から、受益者負担の原則に立ち、統一的な算定基準のもと、使用料、手数料の全体的な見直しを行い、所定の改正を行うということでありますけれども、私は、これは既に担当課のほうにはお話ししてありますけれども、これが全部じゃないですよ。スポーツ施設、生涯学習課さんあたりの所管になるかと思うんですが、これも公民館とか体育館とか、武道館もそうですけれども、使用料をいただいていますよね。それは上がらないんだろうと思います。それと、受益者負担という観点からすると、いろんな今、市内の公民館、体育館も含めて、武道館も含めて、スポーツ団体、文化団体がこの市の施設を利用しております。それはおわかりですよ。

そうすると、子供さんたちがダンスを習う。お母さん方が例えばフラダンスを習う。日本舞踊を習うのも同じでございますけれども、それは本当に子供さんたち、お母さん方がそういうスポーツとか踊りとかそれをやるために、市の施設を利用するというのは、大変、私はいいいことだと思うんです。

しかし、この受益者負担という部分からすると、中には市外から講師を招いて、月に4回、週に1回、生徒さんが、何人いるかは私も正確にはわかりませんが、30人とか70人とかそういう方から仮に1,000円ずつただけ、1回こちらの市に来て、スポーツ施設を使って、5万円の収入を持ってその先生は帰るわけですね。それで、届け出はどうなっているのかというと、市民の方がその子供の代表で借りている。だから、これはどうだかわかりませんが、恐らく規定は2,000円なんだけど1,000円でいいですよという形になる。それで、先生は50人の子供がいれば、市税を払っているお母さん方が全部1,000円ずつ出したものを自分の収益として持っていく。であれば、そういうところの団体というのは幾つかの団体があると思うんです。

そのほか、1回だけ市が子供教室の部分で先生を呼んで謝礼を払ったとか、そういうのは別ですけれども、そういうところの改善、まさにその受益者負担の原則に立ったときに、それを一緒に見直しすべきなんじゃないのか。それから、その先生が、これは人の財布を言うわけじゃないですけれども、うちのほうに来て毎週、毎週教えている。時には2クラス、3クラス持って教えている。そして、20万円、30万円、それがその先生の収益になっている。そうするとまさに、指導してくれるのはありがたいですけれども、受益者なんじゃないでしょうか。そういう人から使用料を応分にいただく、その体制は見直されていないんじゃないですか、今回。

そういうものを一括して、ここに書いてあるように、統一的な算定基準のもとと言うのであれば、あらゆるものをやっぱり算出すべきではないかと。それと、受益者負担というのは、そういう部分で生まれているんじゃないかと私は思うんですけども、間違っているでしょうか。

それから、先ほど同僚議員も言いましたように、今、台風の被害で大変苦しんでいらっしゃる方もいる。そういう中で、市長は住民票をもらいに来るのも何も市民にとってみれば年に1回か2回ですよということをおっしゃいますけれども、この後に出てくるから、この後に言ったほうがいいのかと思いますけれども、B&Gのプールにしたって、やっぱり子供は夏休み中に1週間も10日も15日も来るわけでしょう。

そういうことも全て踏まえて、本当に受益者負担の原則に立って、全体的な施設及び手数料の見直しを図って、もう一度、お考えになっていただいて、そして我々に提案していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今回は皆さん、全体とおっしゃっていますけど、やはり段階があると思います。多くのと言われましたけど、これは今回、これで見直してきました。

久保居議員がおっしゃること、よくわかっています。ただ、それが代表者の名前で登録されていますので、本当に指導者がどこから来ているのかまでは、ちょっと把握していませんし、一体、ダンスとかいろんな教室をされている方が幾ら払って、どのような人数でやっているのかまではちょっと把握し切れませんでしたので、今後はその辺もよく研究というか、検討させていただいて、そういうこともしていきたいなと思います。まず一個一個の団体の長の名前は、大抵、地元の方になっていますので、その辺の使用料というのは、その方が求めてきたときのお金になってしまうので、時間とか、それだけでしか今、はかっておりませんので、外部から呼んで会費をとってというのまではちょっと考えておりませんでしたので、今後、その辺までを見させていただいて、その辺の料金値上げも考えていきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 市長、市の代表の方が代表になっているからわからないと言いますけれども、これは1年、2年の問題じゃないんですよ。10年、20年前からやっていて、恐らく担当課は把握しています。それは代表者は、例えば久保居であっても、そのチーム名とか名前があるわけですね。ないところもあるかと思いますが。それで何人ぐらいの生徒がいて、例えば商工会まつりのイベントに参加するとか、それから、今までやっていたいかんべ祭に参加するとか、そういう団体や何かの、あれも何人ぐらい利用しているかというのは、恐らく事務局で把握していると思います。それで、どのぐらいの授業料をもらっているというのも、私はわかっていると思います。それがわかっていないというのは、市長、行政の怠慢です。

それは市長はおわかりにならないかもしれませんが、そういうのはきちんとわかるじゃないですか。いろんなダンス団体があるじゃないですか。それで、そういうダンスの方は、市内にそういうダンスを教える方であっても、市外にスタジオを持って、自分で建てて、そして自分で運営してやっているんですね。だけど、子供たちに教えてくれるのはいいんですよ、市外から来て教えてくれるのはありがたいことなただけども、やっぱり市外から来て、市内の施設を使って、電気料を使って、維持管理は市内の市民の税金でやって、そしてその先生はその生徒の人数に応じて1,000円とか500円とかもらって、毎週いくわけですよ。それはわかるでしょう。そこの辺の部分の受益者負担の、1つ今回は見直しの中に入れなくちゃおかしいんじゃないんですかということです。

それともう一つは、やはり台風のこういう状況があった中で、市長は、いや、年に1回か2回だから大したことないとお思いかもしれませんが、先ほど言いましたように、この後に出てくる子供たちがやっぱり100円のものが150円に値上がったり、プールなんかだって1週間、10日來ると思うんです。そういうこともよく総合的に考えて検討していただければなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 減免についての議員の御意見でございますが、減免につきましても、今回の見直しの中では制度的にどうなのかという全体的な見直しもしました。

ただ、実態が、そう言うと怒られるかもしれませんが、本当に会費をとって教室的なものを行っている団体もあれば、実費弁償しかとっていないような団体とかもあって、それを一律にお金とっているから減免しませんよという取り扱いがいかがなものかという議論もありましたので、今回はその減免につきましては次回の見直しのときによく精査しようということで、減免関係の制度の改正といいますか、につきましては、今回は手をつけなかったという経過がございます。

実態等については、担当課でそれぞれ把握しているものとは理解しておりますけれども、そういう実態をさらに5年間、一応、5年ごとに見直していこうという予定にしていますので、そちらでよく実態を把握した上で、次回は減免関係の制度についてはよく精査しようという予定にしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 先ほども言いましたように、これは踊りは文化になるのかスポーツになるのかわかりませんが、いろんな文化協会に登録している人もいます。文化協会に登録しているからただだとか、それはいいんですよ、市民が利用する分には。だけど、そういうふうに講師を呼んできて、それがその先生はそれをなりわいとして、ほかの自治体なのか、

ほかには貸しスタジオなのか、そういうところでその収入というか、生活の糧を得ているわけですね。それで、市民の方は子供が払うんですけれども、その市税を払っている親が子供たちに毎週1,000円ずつ渡して、それを先生が持っていくわけです。持っていくと言っちゃ言い方がちょっと失礼ですけども、支払って持っていくわけですよ。

そういうものをずっともう20年も前からやっていて、文化協会のあれにも、文化協会の会員ですと名前が載っていたり、イベントに、山あげ祭も、先ほど言ったようにいかんべも全部それに出ている団体が、何人ぐらいの生徒がいて、どういう月謝をいただいているのか把握しているのか把握しているわけですよ。そういうことも一緒に今回、やるべきなんですよ。

それと、時期的にやはりまずい。台風が終わった後で。ということをお願いなんです。だから市長が言うように、いや、どうせ市民の方なんか、新しい庁舎をつくっても1年に1回も来ない人もいるとか、証明書をもらうのに1回か2回ぐらいしか来ないと思いますよと、だから大したことないとは市長は思っていないんでしょうけど、そういうくくりじゃなくて、そういう現実を、もう10年、20年前からの現実をもう一回、調べてください。そこから立ち上げてくださいよ。

○議長（沼田邦彦） 答弁は。

○13番（久保居光一郎） あればいただきます。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 先ほども申し上げましたが、減免関係につきましては、今回は提案しておりませんので、次回の見直しのおきまでには精査したいと思っております。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどから先輩議員たちの今回やるにはちょっと急ぎ過ぎで、保留したほうがいいんじゃないかという質疑が続いておりますが、その中で、先ほど小堀議員の質疑に対して、市長のほうで、使用頻度、利用頻度が高いものについては見送ったとおっしゃっていたんですが、こちらのほうはどのようなものをそうされたのか。それと理由についても、できれば教えてください。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 主に見直したのは、使用料関係の改正につきましては、後で出てきますが、B&Gだけです。それ以外の使用料等につきましては、今回はほとんどが見送っているというような状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 手数料に関してはもう全部、見たということでもいいですか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 手数料についてはおおむね見ております。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番 渋井議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） ただいま上程されました、議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど中山議員の御発言にもありましたように、受益者負担とは一体、何なんだと。我々は、国に、また地方に税金を払っているところでございます。国は地方公共団体が一定の水準を維持し得るように財源を保障する見地から、国税から地方交付税を一定の合理的な基準によって配分しております。各地方公共団体においては、同じようなサービスを同じような料金で受けることができると考えてもよいのではないのでしょうか。

例えば住民票を1つ考えてみましょう。住民票の取得については、当市はコンビニ交付はありません。そして今回、300円に値上げというものを目指しております。簡単に言いますと、サービスは悪く料金は高くなるわけでございます。受益者負担の原則があるんだと、こういうふうに申しますけれども、やはり隣、見回して、どうなんだという思いはひしひしと感じてくるものでございます。

このような内容を、市民の皆様に説明できるでしょうか。また、時期も悪過ぎます。一度、立ちどまって考えるべきではないでしょうか。まだ時間はあると思います。今ここで賛成をすれば、クーリングオフはききません。どうか時間があるので、議論を重ねるべきだと、このように思います。

市長を応援する意味も込めて、以上の理由により、皆さん、どうか反対をしていただくことをお願い申し上げまして、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備について、私は別な観点から反対を申し上げます。

今回の提案の理由は、ことしの10月から消費税増税を10%に引き上げた、それに伴って、公費負担と受益者負担の適正化を図るということを目途に、統一的な算定基準に基づく手数料等の見直しに伴う関係条例の所要の改正ということで、1、那須烏山市手数料条例の一部改正、2、那須烏山市税条例の一部改正、3、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正、4、那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正、5、那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、33項目値上げをすると、こういうことでございます。

私は、まず消費税10%増税そのものが間違っているということで、国内消費がこんなにも冷え込んでいるのに、増税を強行したと。これはまさに経済の自殺行為であるというのが1点でございます。

キャッシュレス、インボイス、ポイント還元制度というふうに言いましたが、10月から1カ月以上たっておりますが、まだ全体の2割、3割にすぎないということでございます。これは、商店にすれば、これまで現金で支払うなじみのあるお客さんに、カードやスマホ決済だけで割引するというわけにはいかないと。これは当然のことだと思います。

消費税がこの31年間に、前にもここで申し上げましたが、397兆円、国民の皆さんは納めました。しかし、法人三税の累計は298兆円減税されております。その一方で、年金、医療、介護、社会保障費が毎年、毎年削られて、国民の負担が強まっている一方でございます。つまり、消費税は社会保障のためではなく、大企業を初めとして、法人税減税穴埋めのために使われてきた、それが実態だということを申し上げたいと思います。

さらに、消費税は収入の少ない人ほど負担の重い最悪の不公平税制でございます。ヨーロッパ各国を見ましても、社会保障のためにこの付加価値税、消費税を財源にするなどという国は一切ございません。それぞれの所得税や法人税、バランスよく税収を確保して、そして社会保障に充てていると。これが当然のことだと思います。

このように、まさに消費税の害悪を国民の皆さん、市民の皆さんが今、受けようとしているときに、さらに追い打ちをかけるように市の公共料金を33項目にわたって負担を押しつけると。しかも台風19号の被害を受けているこの時期に、4月1日からと言うかもしれませんが、全く時期も一致していないと、こういうことから、市民の生活を思えばこの時期にこの公共料金の値上げはすべきでないということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第15号 那須烏山市手数料等の適正化に伴う関係条例の整備について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立少数と認めます。

よって、議案第15号は、否決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第16号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第16号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、自家用有償バス、いわゆる市営バス運行における消費税改正等を初めとした経費の増加に鑑み、受益者負担の観点により、旅客から収受する使用料の見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、まちづくり課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、詳細について説明いたします。

1 ページ目をごらんください。那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例第7条において、使用料が規定されております。現行の第7条第1項の規定では、「150円から820円までの使用料の額」となっておりますが、消費税増税分、また、運行経費の高騰等を加味し見直した結果、10円値上げをし、改正後として「160円から830円まで」と改正するものであります。

したがいまして、乗降所間の距離に応じて規則で定める額の使用料、基準使用料は、全区間10円値上げとなる規則の改正を今後、予定しております。

最後に、この条例の施行につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 烏山の自家用有償バス設置云々とありますが、このバスを利用される方というのは主にどういう方が多いのでしょうか。私は、車が乗れなかつたりするような人が、弱い立場の人が乗るのかなと思うわけですが、そんなことも踏まえて、答弁をいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 利用者につきましては、通学、通勤の方でございまして、基本的に高齢者等の利用は今のところございません。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 通学で、学校へ通うといっても、学校は種類がいろいろあるかなと思うんですけれども、烏山高校とか、中学校、小学校とか、その辺はどのような割合になっておりますでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） まず、市塙黒田烏山線は、全て烏山高校生の利用が主でございまして。烏山高部線につきましても、烏山高校・烏山駅間の共通券というのがありまして、それを購入している方はほぼ烏山高校に行かれる方となっております。ただ、一般利用の中で、通勤に使う方が時折利用するというような状況がございまして。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） そうしますと、ほとんどが烏山高校生が大半だというようなことで、

烏山高校の通学を補助するというのが、今度はやめようというか、やめたんでしたっけね、申しわけないですが、そういう状況にあつて、せっかく烏山高校へ遠くから通ってくれる人にも、補助は出さない、料金値上げだというのは、烏山の応援にならないのではないのかなというように私は考えがありまして、反対させていただきたいなと思っているんですけども、やっぱり烏山高校と烏山学をやるとか、いや、烏山高校に何かいろいろ応援をしてもらうとかというようにこの観点からしても、今のこの時期にこれを値上げするということが、一律みんなもう見直しなんだというのは、よくよく理解できることなんですけれども、その辺はいかななものかなと、こういうふうに思うんですけど、その辺、ほとんどが烏山高校で、烏山高校の補助はやめたんだ、今度は値上げするんだって、余りにも話がおかしいのではないのかなと、こういうふうに思うんですけど、その辺は、わかります、単なる見直しをしたらこうなっちゃったんだよというのはわかりますが、その辺を踏まえた、何か烏山高校にこういうのを新たにやるんだよとかというのがあれば、答弁をいただければなと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 烏山高校に対する支援という観点とは別に、現状のバスの近隣の状況のみお伝えしたいと思います。

まず、烏山駅から烏山高校へ向かって走る那珂川町に行くバスにつきましては、初乗り料金、現在230円でございます。那須烏山市営バスにつきましては、自家用有償バスについては、烏山駅から烏山高校は現在150円でございます。烏山高部線、これは高部車庫というところから埜という常陸大宮市の旧美和村のところまでが競合区間ですが、茨城交通では初乗り料金200円という設定になってございます。これにつきましては、那須烏山市の自家用有償バスについては170円ということで、これにつきましても低目に設定されております。

そのほかに、関東自動車につきましては、競合区間はございませんが、今回の消費税増税に伴って、10円から20円の値上げをしております。また、先ほどの茨城交通につきましても、一部の区間は変えてございませんが、長い距離、270円以上については10円の値上げをしております。JRバス関東につきましては、やはり競合はしてございませんが、据え置きから最大40円、市貝町を通っているところにつきましては10円の値上げとなっております。

最後に、コミュニティバスでございしますが、こちらにつきましては、平成23年に料金の見直しをしたこともあり、今回は改正しないという情報をつかんでおります。

最後に、自家用有償バスにつきましては、平成8年度以降、料金は据え置かれております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 烏高に対してですが、烏山学や、確かに通学補助はやめましたので、ほかでどのようなことが協力できるのかは今、学校長と相談をしているところでございます。

具体的な内容は、今のところはできておりません。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 今、同僚議員も比較的、反対的な意見を申し上げていますが、このバスの利用者というのは、学生が多いと言いましたね。それで、那須烏山市では各学校にスクールバスの運行をしていますが、これは年間1億2,316万7,000円かかっているんですね。それを利用している児童生徒1人で割りますと、1人当たりになりますと、年間12万8,795円、およそ13万円も1人の子供に対して負担をしているわけですよ。にもかかわらず今回、わずか値上げをしてはいかかなものか。値上げってやはり印象を悪くします。これほどわずかなお金ですから、10円ですね。これは私は今回、引き上げるべきではないなど、そう感じています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 答弁はよろしいですか。

○15番（中山五男） どちらでも結構です。

○議長（沼田邦彦） 答弁はよろしいですか。

○15番（中山五男） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番渋井議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 12番渋井由放でございます。ただいま上程されました議案第16号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について、反対の立

場で討論をさせていただきます。

このバスを利用する人は、どのような方なのか。主に烏山高校の生徒さんでございます。烏山高校と我が市は協力し合いながら、いろいろこの地域を盛り立てていこうと、このようなことで一緒に歩んでいるところです。烏山高校が定員割れ、このようになったときには、大谷市長は、通学補助を出すと。ただ、非常に財政が厳しいので、通学補助を今やめたところがございます。その上、このわずか10円ですけれども、値上げをする。そうすれば、烏山高校にとっては大打撃になるのではないかと、私はこのように考える次第でございます。

これは、市長を応援するためにも、一度差し戻しをする。そのためには、皆さん、時間をとって議論するという事なんです。先ほども言いましたけれども、これを議決すれば、クーリングオフはきかないんです。普通の契約は2週間以内にクーリングオフできますけれども、クーリングオフはきかない。もう少し時間をとって議論すべき、このように思っております。

皆さん、どうか反対をしていただくようお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第16号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立少数と認めます。

よって、議案第16号は、否決いたしました。

◎日程第13 議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第13 議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、10月1日より消費税率及び地方消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、B&G海洋センターの施設使用料を改定するとともに、プール利用の向上を図るため、回数券及び月額会員券を導入するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 命によりまして、詳細の説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。下段の別表第1をごらんいただきたいと思ます。プール1回当たりの使用料について、中学生以下は100円から150円、一般は200円から300円に引き上げるものでございます。

また、別表第2、裏面になりますが、ごらんいただきたいと思ます。回数券及び月額会員券を新たに追加するものでございます。

回数券につきましては、150円券12枚つづりといたしまして、中学生以下、一般も利用しやすいようにいたしました。これらは、10回分の料金で300円お得になります。

月額会員券でございますが、中学生以下を2,250円、一般を4,500円とし、それぞれ15回分の料金で設定いたしました。プールをよく利用される方にはお得になる設定だと考えております。

この回数券及び月額会員券については、スポーツの振興、水泳人口の増加、そういったことを図る観点からも必要であると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） まず当面、2点についてお伺いしたいと思います。

今回、回数券、会員券を販売するという事なんですが、それぞれの販売価格と有効期限、それとこの回数券、会員券になると、150円、300円がどのぐらい割安になるのか、それについて、これが1点です。

2点目です。本市と同規模程度のほかの公営プールでは、使用料は幾らぐらいに設定しているのか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 回数券、会員券の販売価格等については、別表第2で示した価格でございます。ただ、プールについては、午前、午後、夜間と3回利用する場合には、それぞれ1回ごとに料金をいただいています。

ですから今回、例えば中学生以下を150円に値上げした場合には、1回50円、午前、午後、夜と、150円で……、ごめんなさい、1回150円ということです。ごめんなさい。訂正いたします。

回数券の考え方ですが、先ほど申し上げました12枚つづりで考えておりますので、10回分の料金で300円得するというものです。

月額会員券についても、15回分の料金で設定いたしておりますので、先ほど言ったように午前、午後、夜とよく使う水泳の子供たちとか一般の方については非常にお得かと思えます。月当たり25日は開館いたしますから、朝、午後、夜と通しで利用される方というのはそうはいませんが、夏休み中とかそういったときは、子供たちは低料金でこれまでも利用されてはきましたけれども、さらにお得になるのかなと思っております。

ただ、県内のB&Gプールは、御存じのように6カ所ございます。本市を含めて。一番新しいところは芳賀町のB&Gプール。当然、本市を除いては全部、指定管理あるいは委託業務ということで行っている施設でございますが、料金についても調べますと、私どもは芳賀の年間を通して行っているB&Gを参考にいたしております、同じく料金はもうちょっと細かく設定はされていまして、町内の方、町外の方に分けていますけれども、町内の方で大人が300円、小中学生が150円、さらに65歳以上は200円というような細かな設定をされているのが芳賀のB&Gでございます。

それから、回数券を設けているB&Gは、芳賀町、下野市旧国分寺町、それから那須塩原市旧塩原町、こういったところはほとんど回数券もそういった利用に役立てているか、やっているという状況でございます。

料金的に見ても、B&Gプールは当初、昭和61年の5月オープンだと私は記憶しておりますけれども、それ以来、改正をせずずっと同料金でやってまいりました。年間の利用者、今年度は約8,400人でした。昨年度が8,800人でしたから、ほぼ……、推移しています。ただ、本年度については稼働日数は、やはり直営で行いましたので、稼働日数は少なかったです。当然100日弱です。例年は120日ぐらい開館いたしておりますので、そういったことも考えると、利用者はB&Gを十分、好んで利用していただいているなというのはわかりました。

今回のこの回数券とか会員券を設けることで、やはり子供たちなんかは特に教室に通う子とか、いろいろ利用の向上を図れるんじゃないかなというのが1つ。

それから、8,300人と申し上げましたが、半分は学校の利用です。ですから、実態は無料で小中学生、鳥小、鳥中を除いてはほとんどの方がB&Gを利用させていただいていて、残りの約4,150人は一般の方、あるいは教室として来ていただいている方という内訳になりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 菊池課長から詳細な答弁をいただきました。

私は平成30年度の行財政報告のほうからその部分を調べてきたんですが、昨年のプールの開設日数は、利用日数、利用できた日数が119日、利用者数が8,811人ですね。それで、使用料収入が62万800円です。それに対して、市の支出が1,035万4,000円かかっているわけですよ。あのプールの維持管理費にですよ。

そうしますと、この1,035万4,000円を8,811人で割りますと、1人当たり1,175円、市が負担をしているということなんですが、これが果たして、1,175円かかっているものに対して今回150円、300円が適正かどうかということなんですが、これはほかの運動施設についても、このような比較検討はされているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今回はB&Gプールの改正について上程させていただきましたが、毎回、庁内で使用料の見直しについては運動施設も含め、行っております。ただ、今のような原価計算の数値は出しておりますので、ちょっと手持ちはございませんが、そういった原価計算を出しながら、費用対効果も考えながら設定をまともにすると、やはり運動施設についても利用料は当然、高い部分もあったり同額だったり適当だったりとか、いろんなことは検討してまいっております。

それから、先ほど来、出ております条例に従って、やはりスポーツ施設などは減免の条文もしっかりございます。そういったことも見直しを毎回、行っているわけではございますが、今回についてはB&Gプールの料金について改正の上程ということでさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 先ほどの使用料の関係でも私、申し上げたんですが、利用者がいかに負担すべきか、これは先ほど言ったように、住民のうちの何人ぐらいが利用しているか、その利用頻度によって、やはりこれは変えるべきではないかと思っているんですよ。

それで、先ほど言ったように、119日開設して、利用者が8,811人です。そうすると

この8,811人を119日で割りますと、平均74人ということになるわけなんですよ。74人が毎日、119日来ていれば、これは74人しか使わなかったわけなんですけど、実際にはそんなことない。何百人かは利用しているんじゃないかと思いますが、そういった実態、市民の何人ぐらいがこのプールを利用しているか、延べ人数でなくて、実人数、利用者人数というのは、こういうものは調査されているのでしょうか。

もしされていなかったら、これもこれからのこういった使用料、利用料の算定に当たっては、相当この部分も加味するべきではないかなと私は思っていますので、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 確かに市内の方とか、市内外問わず、本当によく利用されている方、延べ人数ではなくて、実数等で把握しているかという点、実態、数字的には把握しておりません。あくまでも延べ人数で、午前、午後、夜間というふうには、1人で3回利用する方もいれば、いろいろだと思います。

その辺の部分は調査はしておりませんが、毎回、日誌をつけたり、市内の子供たち、一般の方では顔見知りでございますので、大体、来る方の実数というのは、正確にはまだまだ把握しておりませんが、B&Gプールは教室とか水泳の育成選手を指導したり、いろんな面で常時使う小中学生というのは把握しておりますが、今のところはその程度しか把握していないというのが実態でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 済みません、2ページの回数券と会員券の価格設定についてお伺いしたいんですが、先ほど課長からお話があったように、調べてはいないけど1日何回か利用されている方がいるかもしれないみたいなことをおっしゃっていて、例えば150円12枚つづりというのは、大人でも子供でも同料金ということですよ。それでこれ、1回当たり125円くらいの負担で、1カ月当たりだと大体1月30日だとすると3,750円くらいですね。それで、一般会員券のほうが4,500円とあるんですが、この一般会員券、買う方はいらっしゃるでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） ここ最近、女性の日、女性の教室を設けたり、指導者、職員でございますけれども、いろんな層に呼びかけをして、女性とか、あとは高齢者、やはりスポーツに対するニーズはすごく高い市だと思っています。

ですから、今の利用という考え方でいくと、月15日、例えば来ていただければ元を取れるということでございます。確かに、先ほど言ったように午前、午後、夜間と3回来れば、平日

でも仕事の特別な方は利用できるということを考えれば、実態としても数人、私はよく来る方は覚えておりますので、実態はございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 1点お聞きしたいんですけれども、直近の利用率が、これは中山議員の調べでは8,811人ということでございますけれども、これは市内の方がほとんどなんですか。それとも市外からも見えるんですか。ということが1点。

それから、市外の方も値段は同じなのですか。それとも違うんですかということが聞きたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） まず、利用者については、市内外両方の人数でございます。

市内と市外は分けてはおりません。利用日誌には、私の記憶は分けてあったような気もするんですが、申しわけありません、正確にはちょっとお答えできません。

よろしくをお願いします。

あと、料金も市内外、同一の料金でいただいております。

○議長（沼田邦彦） 久保居議員、よろしいですか。

○13番（久保居光一郎） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） これ今、市内と市外で同じ値段というのは、やっぱりほかと比較してもちょっと問題かなと思うんですね。やっぱり市外の方は高くても別にいいんじゃないかなというのは前からの多分これは問題だったと思うんですね。

ほかのB&Gなんかはそういうふうになっているということと、あともう一つは、これ、どこまで市で面倒を見るのかということも1つ大きな課題かなと思うんですけれども、うちのような方式で市が管理をしているところってほかにもあるのか。さっき、芳賀なんかは違いますよね。指定管理でもう完全に任せているよね。それで去年、思い起こせば、監視員がいなくて、市の職員がやっていたじゃないですか。あのときも今回のような話が出て、それで、やっぱり指定管理、そういうふうにはせざるを得ないかなと思っていたんですけど、その辺の課題に対してはどう考えているのかということと、あと、何でこの時期に値上げを一緒に出してくるのかというのは、精神的には今ちょっとじくじたる思いをしているんですけど、それもつけ加えてちょっと答弁してください。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今、議員御指摘の、市外との料金は差をつけてもいいのではないかなという御意見は1つですね。6カ所、県内、本市を含めてプールがB&Gございまして、芳賀町のみ市外と市内の料金を区別しています。ちなみに、大人ですと町内が300円で、町外が400円というふうにしているところもあれば、さくら市などはもう市内外問わず一般400円。先ほど申し上げませんでしたけども、一番高いのはさくら市、旧喜連川ですけれども、そういった実状を県内、見た中で、やはり本市の場合は、先ほどもちょっと申し上げましたように、学校の利用が利用者の半分です。学校開放と言ったほうがよろしいんですかね。ほとんど地元の小中学生に利用いただいているプールだということがまず1点。

残りの約4,000人、そういった方、市内外、人数はちょっと把握しておりませんが、大体、遠くから来るとかという方はほぼいないです。近隣の市、さくら市は当然、喜連川にありますから、来るとすれば那珂川町だとかそういったところからが多いのではないかなとは感じますが、今言ったようなことと、指定管理については、先ほどもちょっと述べましたけども、指定管理で行っているところが那須塩原市、鹿沼市、芳賀町の3つで、さくら市と下野市については業務委託ということで、本市も今年度、要は受けていただけなかったもので、職員が直営で今年度、行ったというのが実情です。

やはりうちの市も、何かあってはといういろんな諸事情で、業務委託という形を数年やってまいりましたが、来年度も業者等をよく詳細、詰めてはおりますけれども、年間を通しての委託がないという部分では、なかなか業者の方がいい評価をいただいているというところが実情で、来年度についても最悪は直営でやるつもりで、職員、考えてはおります。いずれは、いずれというか、業務委託とか指定管理は考えたいとは思っています。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 料金体系に関しては、このタイミングなので、論議になってしまうんですけど、やっぱり業者はずっとこれからも努力して見つけてほしいというのは思っています。

それと、うちの旧南那須のほうの小学校、中学校ともプールがないということがあるので、その辺はやっぱり重く考えて、有利になるようなことはずっと検討してほしいなということを申し添えて、答弁は結構ですけれども。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番 洪井議員。

〔12番 洪井由放 登壇〕

○12番（洪井由放） 12番 洪井由放でございます。ただいま上程されました議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを反対の立場で討論をさせていただきます。

このB&G海洋センターの設置のみならず、我が市には武道館があったり運動公園があったり、さまざまな利用をして使用料をいただいているところがございます。そういう中にありまして、なぜこれだけ出さなければならないのか、どういう観点で料金を決めていくんだ、手数料をいただいているんだというのを、全て公開して、そしてその中身を精査する必要があるが我々議会はあるのではないかと、このように思うわけでございます。

その場合は、さまざまな考え方があるかと思えますけれども、やはり議論を深めると。議論を深めた上で、物事を議決していくという姿こそが、この議場のあるべき姿でございます。説明を受けて、ああ、そうですかと議決をする場ではなく、議論をする場であるこの那須烏山市の議場で、今後、使用料、手数料全てにおいて議論を尽くしていく、そういうためにはこれを否決いただきませんとだめになっていくわけでございます。

どうか皆さん、反対をしていただけるようお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立8人ですので、ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。

したがって、会議規則第70条第2項の規定により、本案については無記名投票で採決いたします。

これから、議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について採決をいたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖させます。

(議場閉鎖)

○議長(沼田邦彦) ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(沼田邦彦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 配付漏れはなしと認めます。

次に、会議規則第28条第2項の規定により、職員によって投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(沼田邦彦) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

1番の議員より順次、お名前を読み上げますので、投票願います。

事務局に点呼させます。

(事務局点呼)

(投票)

○議長(沼田邦彦) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 投票漏れはないものと認めます。投票を終了します。

ただちに開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、

3番 堀江清一議員

4番 荒井浩二議員を指名いたします。

立会人は、開票の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(沼田邦彦) 投票の結果を報告します。

投票人員16人、投票総数16票、うち有効投票16票。有効投票のうち、賛成9票、反対7票。

以上のとおりでございます。

したがいまして、議案第17号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(沼田邦彦) ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長(沼田邦彦) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第1号から、日程第19 議案第6号までの令和元年度那須烏山市一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の6議案については、いずれも令和元年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算(第4号)について

◎日程第15 議案第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

◎日程第16 議案第3号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第17 議案第4号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第18 議案第5号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第19 議案第6号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ7億2,833万円増額し、補正後の予算総額を122億8,409万6,000円とするものであります。

今回は、台風19号で被災した被災者への支援や、公共施設等の復旧費、国・県補助金の追加決定、各施設の修繕・改修、また人事院勧告や人事異動に伴う人件費の精査など、対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。

また、令和2年度から新たな契約を進める必要が生じた自家用有償バス運行業務委託、烏山小学校スクールバス運行業務委託につきましても、それぞれ債務負担行為を追加補正するものであります。

なお、一般会計補正予算（第4号）のうち、台風19号の災害関連予算は、総額6億746万円を計上しており、専決処分を行いました一般会計補正予算（第3号）と合算した合計額は8億3,192万1,000円となっております。今後、災害査定や実施設計を経て、公共施設の復旧工事費等の予算措置が生じますが、現段階において金額が確定しておりませんので、御了解いただきたく存じます。

では、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、防犯施設維持管理費として、市内防犯灯のLED化を進めるための増額計上であります。

民生費は、社会福祉施設整備費として、看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設されたことに伴い、その施設整備等に対する補助金を計上するものであります。

私立保育施設運営委託事業費は、民間保育園や認定こども園等に対する施設型給付費等の額の改定や、加算認定に伴う増額計上であります。

こども医療助成費は、上半期の状況や下半期の推計に基づき、不足が生じるおそれがあることから、所要額を増額するものであります。

災害見舞金給付費は、浸水被害で半壊の罹災判定を受けた被災者に対する市からの見舞金を計上するものであります。

衛生費は、感染症予防事業費として、二十歳の方を対象にピロリ菌検査を実施し、胃がんの発症を予防するとともに、健康に関する啓発を進めるため、新たに予算を計上するものであります。

塵芥収集処理費は、畳や家電などの災害廃棄物の処理に関する経費について、所要額を計上するものであります。

農林水産業費は、地籍調査事業費として、栃木県から事業費の追加配分を受け、これまで進めてまいりました過年度数値情報化の進捗率を引き上げるための所要額を増額計上するものであります。

商工費は、観光振興費として、「まち歩きマップ」について、観光客の誘客を目的にPR強化を図るため増刷するものであります。

土木費は、道路維持管理費として、今後の除雪対策や道路路面補修、支障木の伐採に対応するための経費の増額計上であります。

消防費は、災害復旧事業費として、浸水被害に遭われた被災者に対し、住宅等の修理に対する支援金の増額計上であります。

教育費は、東京オリンピック・パラリンピック事業費として、東京2020オリンピック聖火リレー那須烏山実行委員会に対する交付金の計上であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、被災した農地等の実施設計書を作成するための業務委託経費や、工事請負費等の所要額を計上するものであります。

公共土木災害復旧事業費は、被災した河川の復旧に係る工事請負費について、所要額を計上するものであります。

社会教育施設災害復旧事業費は、浸水した南那須公民館の空調や烏山野球場の土砂撤去等の経費について、所要額を計上するものであります。

市有施設災害復旧事業費は、浸水したレインボーハウスについて、解体を行うための設計に係る経費を計上するものであります。

次に歳入であります。農地・農業用施設災害復旧事業費分担金につきましては、災害復旧に係る受益者負担金を計上するものであります。

国庫支出金は、災害関連経費に対する補助金として、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金及び災害等廃棄物処理事業費補助金を計上するものであります。

県支出金としては、地域医療介護総合確保基金事業費交付金として、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備等に係る補助金を計上するものであります。

市債につきましては、公共土木施設、農地・農業用施設及び社会教育施設の災害復旧に係る災害復旧事業債の所要額をそれぞれ計上するものであります。

なお、不足財源については、普通交付税及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出を、それぞれ556万円増額し、補正後の予算総額を34億4,874万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ908万7,000円増額し、補正後の予算総額を27億8,026万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、一般管理費として、那須烏山市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に必要となる日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に係る経費や、今後の不足が見込まれる保険給付費の増額であります。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ14万3,000円増額し、補正後の予算総額を6,187万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額や、農業集落排水事業費の精査に伴う減額であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金等をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ472万6,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,757万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額や、特定環境保全公共下水道事業における田野倉地内管渠築造工事請負費を増額するものであります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第6号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出を817万6,000円増額し、補正後の予算総額を5億6,884万9,000円とするものであります。

主な内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額や、台風19号の断水時における応援給水費用に係る増額であります。

以上、議案第1号から第6号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 一般会計だけ質問します。

まず、23ページの扶助費なんですけど、350万円ということなんですけど、災害見舞金の給付費ということなんですけど、おおむね何件というか、何世帯にこれ、給付されたのか。

次に、25ページの健康診査事業費でございますが、委託料55万円ということで、これは恐らくピロリ菌の感染胃炎の検査ということで、成人者を対象に実施するというので、12月20日から2月29日まで、医療機関で1人6,000円ということなんですけど、対象者は230名いまして、そのうち想定としては4分の1ということで、240名にしても60人弱かな、ということで、60人の6,000円だとすれば36万円なんですけど、55万円というような費用設定になっているんですけど、その内容について御説明をいただきたいなと思います。

次に、ざっとで結構なんですけど、一般質問等で災害等については15名の議員が全員、質問しておりますので、33ページ、農地・農業用施設災害復旧事業ということで5億3,640万円というふうにあるんですけど、新聞報道では26億6,000万円というようなことございまして、当然、これ全体のものにはならないかなと思うんですけど、おおむねこれはどういう内容なのか、それが1つ。

2つ目が、その下の公共土木災害復旧事業についても500万円ありますが、この内容。

さらには、社会教育施設災害復旧事業費600万円ということございまして、先ほど野球場というんですけど、これは舟戸の野球場のことなんでしょうかね。それともそれ以外の施設も入っているのかどうか、中身についてね。

その下に、委託料ということで、市有施設災害復旧事業費59万4,000円、これらのざ

っところこういう内容だということをもう一度、説明いただければなと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうからは、23ページの災害見舞金のほうをお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、半壊世帯ということで、予算上、70世帯分を見込んでおります。（「幾ら」の声あり）1世帯5万円の見舞金を予定しております。ただ、単身世帯については2分の1ということになります。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 25ページで、ピロリ菌のほうは……。 （「ああ、感染のほうか」の声あり） そうなんです。55万円ではなくて。（「ああ、上ね」の声あり） ええ、40万7,000円のほうなんです。（「わかりました。済みません」の声あり）

その内訳ですが、委託料が36万円ということで、そのほかに返信用の封筒代とか、それを送る郵送料がプラスになってございます。

以上でございます。（「ちなみに、その下のやつは。健康診査というのは」の声あり） その55万円のほうは、これは健康管理システムというシステムがございまして、その改修費ということになってございます。国庫補助が3分の2ということになってございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 33ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費5億3,640万円、こちらの内訳内容を説明させていただきます。

まず、需用費で40万円を計上しております。こちら、専決処分の際にもお話しさせていただきましたが、消耗品で、くい、それと、くいに塗るスプレー等がやはり予想以上にかかるものですから、そちらの計上をさせていただいております。

それと、委託料で3,000万円。こちらは今後、査定が終わり次第、実施設計書の作成に入ります。その業務委託料としまして、査定設計書と同数の50カ所、これを見ております。3,000万円としております。

それと、工事請負費、こちらは5億円です。やはり箇所数は50カ所と見ております。1カ所1,000万円の計算をしております。

19の負担金、補助及び交付金です。こちらは、市単独災害復旧事業費の補助金でございます。40万円以下のものにつきましては、市の単独災害を該当させます。そちらにつきまして、30カ所の見込みをしております。1カ所20万円計算でしております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、33ページの中ほどの公共土木災害復旧事業費500万円ですが、こちらは専決処分の際に現場が確認できなくて、新たに現場が確認できたということで、専決処分のスケジュールに合わなかったところを新たに計上させていただきました。

内容は、落合地区の河川災害1カ所ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 社会教育施設の災害復旧事業費でございますが、まず1点は、南那須公民館の1階の会議室等のエアコンの修繕に係る費用、さらには烏山運動場復旧のための土砂撤去、これは500万円委託ということで予算化しております。

備品については、南那須公民館の掃除機を購入いたします。

以上です。（「烏山運動場というのは、舟戸の野球場と考えればいいですか」の声あり）そうです。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、33ページの委託料ということで、市有施設災害復旧事業費59万4,000円についてお答えいたします。

先ほど市長の提案理由書にもありましたとおり、レインボーハウス関係で、利用していたその建物本体と、そのほか倉庫がありまして、合計、倉庫を含めまして3つの建物の解体に関する設計費用ということになります。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 私は、いつも反対しているようで申しわけないんですが、まず、スクールバスにつきましてお話をしたいと思います。

残りというか、ほかは反対はいたしません、私はもともとスクールバスはみずから運行したほうがいいのではないのかなと。そういえばさまざまな問題がないだろうということで、一般質問も行ってまいりました。

今回、その2つの烏山小学校のスクールバスの運行業務というんですかね、令和2年から6年という5年間になるのかなと思います。私は、この債務負担行為にすることなく、1年間は例えば運行していただいて、その1年間のうちに自前でスクールバスを用意して、運転士さんを確保して、運行をします。そうすればみずからの運行になりますから、さまざまな諸問題に対して対応ができる。いわゆる再発防止策がしっかりとれると、こういうことになるので

はないのかなと思います。

義務教育でございますから、市はしっかり最重要課題としてそういうことをやるのが当たり前であろうと私は思っているところでございますが、例えて言えばこういうことなんです。建設業は、仕事を建設業者が受注すると。すると建設業者は一生懸命やるんですが、途中で潰れちゃったと。そうすると、まだ途中でその工事、終わらないといった場合には、別な会社がやるんですが、それにはお金を出しておいて、その保証があってできると、こういうシステムなんです。

スクールバスの場合は、多分、会社が潰れちゃいました、契約をやっている最中にといったときには、例えば保険会社みたいなのがいてお金を出すから運行しろと。建設会社はそうなんです。そういうようなことはないのではないのかなと思うんです。そうであれば、やっぱり自前ですと。あるならあるでいいんですが、まず、あるのか、ないのか。ないとすれば、そういう潰れたときにはどういう対策をとるんだ、きちんとした手配ができるのかという点も含めて、御説明いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまのスクールバスの契約関係で不測の事態があった場合どうなのかという部分について、まずお答えいたします。

渋井議員、申されるとおり、建設工事のようにそのような制度は実際にはないのかなと認識しております。

それと、やはりその次の業者を見つける場合はどうなんだという部分についても、やはり手続等を踏まえますと、業者を選定するには一定の期間が必要だという部分がありますので、その辺を見きわめるといのは非常に難しい、実際のケースに当たった際は本当に見きわめが厳しいというか、難しいかなと思っています。

ただ、児童生徒の足を確保しなければならないという前提で、何らかの対応はとらなければとは考えております。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） 何らかの対応というんじゃなくて、こうこうこういう手配をしますよ、例えば一般でもすぐ運行できるような会社を探してやるんだとか、そういうようなものもしっかり、何というんですかね、クライシス・マネジメントというのを、どこでもあると思うんですよ。だから那須烏山市だと、災害が来た場合はこういう対応をするんだと、こうやっているわけなんですよ。学校教育こそ、やっぱりそういうことをやるのと、そういうふうにならないためにはどうするんだという、お金がかかったってみずからスクールバスを運行するんだとか、安全第一で考える。今までやっていたから、だから5年間でやりましょうということ

は、勉強を本当にしているのかなど。学習して、新たに次のステップを踏んでもらいたいというような思いもございます。

そんな意味で、私は反対はいたしますけれども、反対しても通るでしょう、きっと。ただ、そういうのはしっかり対応しておいてくれないと、何か私、結構いろいろ言って、水害来るんじゃないですか、どうなんですかと言ったら、水害が来る。案外、予言なんていうようなことにならないようには思っておりますけれども、ぜひそういうところは対応していただくようお願いして、答弁は結構でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑ございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） それでは、十数点について質問します。

まず、これは将来的なことなんですが、今回の災害によりまして、市の支出総額のうち補助金等を除いた市の実質的な支出額、これが幾らぐらいになるのか、概算で結構です。まだまだ終わっていないですから、現時点で予想される金額について、まず1点お伺いしたいと思います。

次に、8ページの債務負担行為であります。これ、もう一度説明してくれませんか。この自家用有償バスと、烏山小学校スクールバス。私は本来ならここでこういった形で提案するなら、例えばスクールバスも市の直営と業者に委託した場合、どのぐらいの差額があるのか、そういうところまで答弁を求めたかったんですが、きょうはこれは結構です。その分は結構ですが、もう少しこのことについて、債務負担行為について説明をいただきたいと思います。

次に、21ページですが、社会福祉事業として3,510万5,000円計上してありますね。これは、これまでの予算にありません。新規事業となるわけなんですが、このことについてお伺いします。

次に、その下に障がい者療養介護医療費として、これは当初予算で1,000万円ほどとっているんですよ。それで今回、補正で826万円と、おおよそ倍増したんですが、この補正理由です。

次に、放課後児童クラブ施設整備事業として、これは新規ですね。188万5,000円、このことについてお伺いします。

次に、25ページ、先ほど平塚議員が質問したことと同じようなことになってしまうんですが、これは私、ここに載っている健康診査事業55万円、これがピロリ菌かと思いましたが、そうでないようですね。これは新規事業なんですから、課長、こういった予算書にはもうちょっと、これほどの余白があるんですから、我々にわかりやすいような予算説明書にさせていただければありがたいと思います。

それはいずれにしても、前回の説明ですと、20代の感染率がわずか10%以下ですね。にもかかわらず、なぜ市が負担するのか、その理由がちょっと私は理解できません。

それよりも、50代以上の感染率が50%以上という説明がありましたね。私、聞きたいんですが、50代以上のピロリ菌の検査受診率というのは何%ぐらいになっているのか。多分、低いと思いますよ。それで、この受診率引き上げ策はどのような方法をとっているのか。

あわせて、がんの検診率、これもさまざまながんがありますが、これを集計して平均しますと、わずか17%なんですね。こういったことについても、どのような方策をとる考えなのか、お伺いしたいと思います。

次に、29ページに消防災害復旧費がありますね。当初50万円で、今回1,450万円とりましたが、これは先ほど説明があったかもしれません。あったとすれば私、聞き漏らしてしまいました。

次に、31ページに国体開催運営費、当初476万3,000円で、9月に191万1,000円を追加したんですが、今回このほとんど190万円を減額しているんですが、このことについてお伺いします。

さらに、東京オリンピック関連の事業で、交付金として、これも新しい予算ですが650万円計上していますね。この内容についてお伺いいたします。

それと、今度は下水道事業関係ですが、下水道事業の9ページに、特定環境保全公共下水道施設、これは旧南那須の下水道関係じゃないかと思いますが、当初309万7,000円で、今回325万6,000円って、これは予算が倍増しているわけなんですね。この内容について、お伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 今回の災害に係る市の支出金のうち、補助金等を除いたという実質額ですが、現在、執行中でありますので、予算ベースでお答えいたしますが、8億1,142万1,000円でございます。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、議案書8ページ、債務負担行為の追加補正について、まず自家用有償バスに関してお答えいたします。

自家用有償バスは、昭和63年、国見わらび荘線が始まってから、当時は運転のみ業務委託をしておりました。ただし、バスの整備・管理、それも含めて委託したほうが効果的との判断から、平成23年以降は市の持っているバスを利用して、運転、あと整備、管理、それも含めて業者に委託しているところでございます。3年間の長期継続契約になってからは、現在

で3期目が終わろうとしております。本年度は最後の年度であり、来年の4月1日から新たな業者選定を行い、スムーズな運行ができるよう事前準備としてこの金額を債務負担行為として計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、同じように8ページの烏山小学校スクールバス運行業務委託の件について、お答えいたします。

こちらについては、バスについては業者持ち込みのバスということで、4台ということになります。それで、金額については5年間の総額ということで、この金額設定につきましては、その運行予定のバスの時間料金とか距離の料金、それから実働率などを勘案して、この金額を設定したところでございます。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 健康福祉課関連、お答えいたします。

まずは、21ページの社会福祉事業費の3,510万5,000円の内容でございますが、これは、看護小規模多機能型居宅介護事業所というところが、この施設が11月から神長で事業を開始しました。その施設への補助金ということになりまして、補助率は100%、県の補助ということで、市の上乗せ等はございません。

続きまして、21ページ、障がい者療養介護医療費が当初1,009万8,000円で、今回補正826万円ということなんです。まず1,009万8,000円は、平成31年度の扶助費ということになってございまして、今回の826万円は、平成30年度国・県負担金の精算に伴う償還金ということになりますので、扶助費がふえたというわけではございません。

続きまして、25ページの健康診査事業費のピロリ菌検査事業費ということで、まず、20代の感染率が10%以下ということなのに市で負担する理由ということでございますが、まずは、除菌は早ければ早いほど、がんの発生を予防できる確率がふえるということ、また、二十歳を節目に、健康に対する関心を高めて、健康づくりに取り組むきっかけにしてほしいということ、そういう意味を込めて、補助を行うことにしたことでございます。

次に、50代のピロリ菌検査の受診率ということですが、これにつきましては、ちょっと資料がございませんので、申しわけありませんが、ちょっと不明ということでございます。

次に、ピロリ菌検査も含めて、がん検診等の受診率の引き上げ策ということでございますが、検診率向上のために、検診ウェブ予約の導入とか、マイレージ事業への組み入れ、また、土日の検診日の増加など、工夫をしながら実施しているところでございます。今後も保健事業における啓発活動の強化はもちろんのこと、広報やSNSを活用しながら、啓発していきたいと思

います。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 21ページ中段の放課後児童クラブ施設整備事業費188万5,000円の説明をいたします。

こちらは、江川放課後児童クラブに対する予算となっております。今現在、江川放課後児童クラブにつきましては、1クラブで運営しておりますが、令和2年度、2クラブになるに当たりまして、改修工事と、あと備品等の購入が必要となりますので、それを要求するものです。

理由としましては、放課後児童クラブにつきましては、那須烏山市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例に基づいて運営しておりますが、その条例の中で、附則、経過措置が設けられております。

経過措置の内容としましては、この条例の施行日から令和2年3月31日までの間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は適用しないというふうになっておりまして、第10条第4項につきましては、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとなっておりまして、この40人以下を来年の3月31日までは適用しないという形になっております。

江川放課後児童クラブにつきましては、今年度、45名からスタートしまして、月々、若干の増減はありますが、来年度も40人を超えるであろうと思われまますので、2クラブにする必要がございます。今現在、通常の教室よりもかなり広い部屋を使用いたしまして、子供たちがいるわけなんです、空き教室等がございますので、今、使っている教室を半分に分ける必要があります。半分にするには、カーテンとかそういうものではだめで、きちんと分けないといけないということなので、壁をつくるための工事請負費、あと、2つに分けるに当たってのテレビであったりブルーレイレコーダーであったり、あと本棚であったり、そういったものをそれぞれの教室に設けないといけないので、それらの備品購入費、そちらがメインの要求となっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうは、29ページの災害復旧事業費のほうでございます。

これは、市長の説明にありましたように、災害復旧等の支援金に係るものでございまして、今回の災害等で改修を行った方の中で、被災者生活支援金の該当にならない世帯、半壊とかという形になるんだと思うんですが、そういう世帯に対して交付するものでございまして、145世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 31ページの国体開催運営事業費についてお答えしたいと思います。

大桶運動公園の被災によりまして、補正の予算まででは、大桶運動公園の図面を作成することで予算を要求しておりましたけども、今回の被災によりまして、災害復旧事業で図面の作成を行いますので、国体の運営事業費からは減額するものでございます。

東京オリンピック・パラリンピックの事業費につきまして、650万円ですが、全協におきまして、非公表で皆様方に口頭でお示しし、資料は配付したものの、回収させていただいた内容でございます。12月の中旬に正式に公表されます。ルート等も発表になりますので、それ以降は何をやるのかそういったものを詳細説明いたしますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 議案第5号の下水道事業特別会計補正予算、8ページ下段の特定環境公共下水道事業整備費の今回の補正でございますが、こちらにつきましては、栃木県で進めていただいております主要地方道宇都宮那須烏山線の田野倉工区、そのアンダーのところの工事に絡みまして、田野倉の交差点から南那須庁舎側に歩道が再整備されます。それに伴いまして、歩道に埋設してあります下水管のつながりがえを実施することになります。

また、砂防河川であります隅川の橋梁のかけかえもあわせてこれからやられますが、それに伴い、下水道管のルートの変更が必要になってまいります。現在は、隅川から田野倉の交差点のほうにおいていておりますが、隅川の工事に絡みまして、その添架ができなくなりますので、そちらでポンプアップをして、もう一度こっちの南那須庁舎のほうに圧送することになります。

それに絡みまして、県のほうではことし発注見込みがなかったところではございましたが、今般、予算の確保ができたということで、県のほうの発注に合わせ、市の施工分につきましても工事を実施することにしたい、今回、補正対応ということで計上させていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 水上課長、受診率向上なんですけど、今回の例の災害で、ハザードマップを配布していても、水がかぶってから気づくような状況ですよ。がんも感染してから気づいたのでは遅いんですから、この辺のところ、この受診率向上のために、ぜひ努力してもらいたい。よろしく願いしたいと思います。

それと、菊池課長、東京オリンピック関連の650万円なんですが、内容を明かすことができない、私ら知らないままこれ、予算、議決してよろしいものかと、ちょっと疑問を持っているところなんですが、その辺のところはどうなのでしょう。詳しいところは申せないというのでは仕方ありませんが、何かちょっと話せる部分があったら、あと一言か二言ぐらい話してみてください。

○議長（沼田邦彦） 中山議員、秘密会にかかわる部分は配慮して答弁させますので、よろしくをお願いします。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 全部は申し上げられませんが、それは御理解いただきたいと思えます。

私もいっぱい言いたいことはあるんですけども、まず、聖火リレーについては、御存じのとおり3月29日ということで、鳥山駅が終点ということで、福島をスタートとして、本県で最初のゴールということで、非常に我々も準備を万端に、失敗は許されないの、その辺にかかわるいろんな警備とか、それに係る広報であるとか、本当に期間がありませんから、公表も予定ということで12月中旬と言われておりますけども、恐らく年が明けないと、いろんな細かいところは発表になっていかないのかなど。ややもすれば3月に入ってから、こうだ、ああだというようなことも組織委員会から来るのかなということも想定はしております。

今、県のほうといろいろ進めておりますので、当然、地元への説明もしっかりやらないといけないと思っておりますので、予算のかからない部分もしっかりやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） それは650万円、全額これは一般財源になるわけですね。これだけ那須烏山市が支出するわけですから、適正な予算の執行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） それでは、議案第1号について質疑を行います。

まず、17ページ、公共土木施設単独災害復旧事業債から以下、下段の社会教育施設単独災害復旧事業債まで4,140万円に上ります。16ページの災害復旧債、午前中、専決処分された4,290万円、今回は4,140万円を増額しての市債の発行となるわけですが、これは激甚災害が適用されれば100%交付税措置なんではないでしょうか。それが1点。

19ページ、需用費120万円、防犯施設維持管理費、設置数と設置場所がわかれば教えて

いただきたいと思いをします。

最後に、27ページ、上段のほうの鳥獣被害対策事業費の事業内容、そしてその下の段の元気な森づくり推進事業、減額の理由をお聞かせ願いたいと思いをします。17ページに市町村交付金の減額が42万5,000円とありますが、これに伴う減額だと思いをしますが、理由はどんな理由かお聞きします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 17ページの市債の内訳について、御説明申し上げます。

まず、公共土木災害復旧事業債につきまして、500万円ですが、こちらにつきましては、河川災害、市単独の部分でございます。工事費500万円に対しまして、充当率100%、交付税率47.5%でございます。こちらの47.5%は、激甚になったので47.5%ということで、交付税算入率についてでございます。

次に、2番目の農地・農業用施設災害復旧で3,140万円、内訳としまして、農地・農業用施設補助災害復旧事業債2,700万円でございますが、こちらにつきましては、先ほど農政課から申し上げましたように、設計60万円の50カ所で3,000万円の充当率90%、交付税算入率95%でございます。

農地等小災害復旧事業債440万円ですが、こちらについては、市単独分の補助事業になりまして、600万円の充当率74%、交付税率100%でございます。

3番目の社会教育施設災害復旧事業債500万円については、舟戸の野球場の土砂撤去費になりまして、委託料500万円に対して、充当率100%、交付税算入率47.5%ということでございます。

なお、激甚災害について、一応、算入率は出ているんですが、全体的な予算、交付税については、総額枠がありますので、今回、広い範囲の災害になりますので、必ずこの金額が確保されるという約束はちょっとできないかなと思いをします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 19ページの防犯灯の管理費でございますが、これは防犯灯の修繕費でございます。ほとんどの防犯灯についてはLED化になっているんですが、大金台団地の移管になった防犯灯については、まだまだLED化になっていない部分がございます。壊れた段階で修繕をしていくということで今、更新をしているわけでございます。大体、冬場になると五、六十灯が壊れてくるということで、今回は60基分、修繕費を見ているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、27ページです。鳥獣被害対策事業費の内容でございます。

こちら、イノシシ対策用の電気柵の設置費用の補助金の増額でございます。平成30年度の実績が125万3,000円ございました。今年度も同等の申請が見込まれるとしておりますので、そのための補正をするものでございます。

続きまして、元気な森づくり推進事業費です。

こちら、まず委託料のほう、マイナスの88万6,000円ということでございますけれども、こちらは里山林管理事業費の事業料、こちらが減少ということになりましたので、業務委託料を減額するものでございます。

それに伴いまして、需用費の消耗品、こちらは必要経費17万6,000円を計上させていただいております。

それと、19、負担金、補助及び交付金、こちらですけれども、新たに野上地区で里山管理事業、こちらの要望がございましたので、補助金といたしまして30万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 済みません、たびたび出ています8ページの烏山小スクールバスのごことでちょっとお伺いします。

今回、新たに入札をするということで、4台、市内の業者かなとは思いますが、対応できる業者が果たしているのか。手いっぱいだと思うんですね。その場合、市外の業者を使うというようなことも考えているのでしょうか。ない場合ですよ。あればいいですけど。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 業者につきましては、市内というふうな限定はございませんので、場合によっては市外の業者になる可能性も否定できないと思います。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 今回は4台ですが、皆さん、うわさによると、いろんなことが聞こえてきますし、今後そういうことが起きないとは限らない状況は皆さん十分、知っていると思いますけれども、以前にやっぱりスクールバスについては学校教育課のほうで試算をたしか、渋井議員がおっしゃっていたように市独自で、自前でやったらどうだということで試算をされたことがたしか記憶にあるんですが、やはりそういうことも、バックアップ機能として調査し

ておいたほうがいいのかなと思うんですけども、やはり決してそれが無駄なことではないと思いますので、いざ業者ができなくなった、さあ、動かなくなった、5台、6台ならいいけれども、例えば10台とかそういう世界で起きる可能性がないとは言えないので、その辺もよく見ておいたほうがいいのかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） その点につきましては、先ほど渋井議員からの質問に対して市長からあったように、今後の検討課題だということでございますので、それ以上、私のほうから申し上げることはありません。

ただ、やはり安全装置は必要ですので、そういった点について十分、検討を重ねて、試算等をしていきたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） やはりそれは必要なことではないかと。やっぱり危機管理をする上です。うわさによると、皆さん御存じだと思うんですけども、そういうことが起きる可能性が非常に高いですから、その辺、早目に手を打つなりしておいていただかないと、いざとなったときに、今はあくまで仮定の話ですから、うわさの話ですから、それがどうかとは言いませんが、そうなるからでは遅いので、その辺を対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 11番田島議員。

○11番（田島信二） 15ページ、農地・農業用施設災害復旧事業分担金5,000万円ですか、それと25ページ、地籍調査事業費350万円ですか、あと一点、大桶運動公園施設整備費、減額が200万円になっていますが、このわけは。その3点です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 15ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費の分担金でございます。

こちら、歳出のほうで計上しております工事請負費、こちら国庫事業の災害復旧ですけども、こちらにつきましては総額5億円の工事費を見ております。そのうち、条例等によりまして、受益者の方に100分の10以内の受益をいただくということになりますので、10%の分担金ということで見ております。その歳入を見込んでいますのでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、25ページの今回、補正になりました地籍調査事業費の350万円の説明を申し上げます。

こちらは、栃木県を通じてなんですけど、国からの追加配分という事業費の、要するに今までにプラス350万円ということで、今回、計上させてもらいました。

内容は、過去に地籍調査したのは、皆さん御存じのように、データがアナログになっていまずので、図面、数値等、こちらを電子化するという事業でございます。今年度、こちらが完了すれば、那須烏山市全体で、地区数でいうと大体63%が電子化ということですね。あと、筆数でいうと、大体70%が電子化になるということで、今後の利用がよくなると思います。

次に、29ページの大桶運動公園施設整備費200万円の減額なんですけど、こちらは残念ながら、当初予算で遊具の設置費用をいただいたところなんですけど、今回の台風19号で、公園自体が被災してしまいましたので、これからそこに遊具を設置することが今後、災害復旧等の逆に邪魔になってしまうということで、こちらのほうを見送りました。ですから、大桶の運動公園の遊具設置をマイナスと。

そのかわりなんですけど、その下にやはり地域の住民から要望があった泉公園に、新たに遊具を設置するというので、今回、補正予算に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどから出ているスクールバスの件なんですけど、非常時のバックアップの確保ということをおっしゃっているんですけども、契約書のほうの第16条のほうで、そういった非常時の運行に関する市のほうの債務負担みたいな条項があると思うんですけど、そういったものの見直しについても考えて、業者の自助努力によってそういったことをあらかじめ発生を抑制するような内容に変えてもいいんじゃないのかなと思います。単純に業者の債務負担によって、代替の交通手段を確保するなど、日ごろの点検等の強化をお願いするような内容がいいと思います。その点に関して、どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 契約書の第16条の関係のことということでよろしいですかね。はい。

それにつきましては、入念に日ごろ、日常点検等を行っていて、不測の事態で故障してしまった場合に、その代替のバスを用意していただくということになるわけなんですけど、例えばこれ、特定で運行しているものが、それが運行できないとなると、一般貸し切りの料金になってしまうというところがありますが、この今、契約等の内容については、例えば個別のスクールバスの陸運局とかの許可申請をその都度、これは過去の話になりますけれども、そういう申請をした際などに、もし何か不備等があれば、それを今まで補ってきた分でございますので、この部

分についてもそういうことで今、御説明申し上げた内容でそういう差額が生じてしまうという部分が代替の場合は起きてしまうということで、御理解いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 運行の確実性を保証するためにも、行政自身が自分のところからということ、入札で落としていると思うので、そういった点、あらかじめ業者のほうでもそういった代替の手段を自助努力で確保、難しいのかもしれないですけども、そういった点に関しても促していけるように、契約書全体に関して見直していくべきだと思います。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 第16条に関しましては、運行しているバスが故障した場合というような条項でございまして、会社全体が傾くとかそういうものとはちょっと状況が違いますので、大体、契約を結ぶ段階で、申しわけありませんが倒れるかもしれないというふうな予想をして契約はしておりませんので、その点につきましては、条項の中でどうこうというふうな形に明文化して契約をするのはちょっと難しいかなと。

ただ、いずれにしても、次の二次的な手段について今後、検討を重ねていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 会社が潰れるとかということじゃなくて、運行を確実なものとして、生徒の安全も確保するというので、会社が潰れるとかそういうことじゃなくて、とりあえず間違いなく運行するような、それに関する努力、それを市の債務負担でやるというのもまたちょっと違うと思うので、そういったところの見直しをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 市のほうの債務負担といいますか、ここには一般貸切旅客乗車運送による賃金・料金により別途精算すると書かれておりますので、その点について、当該、甲と乙ですが、甲のほうですが、会社のほうの負担とするような条項に変えられるかどうか、また検討してまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第6号までの6議案に対する反対討論の発言を許します。

12番 渋井議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 12番 渋井由放でございます。今回、上程されております議案第1号の令和元年度那須烏山市一般会計補正予算について、その中でも烏山小学校のスクールバス運行業務委託、これは債務負担行為の補正ということになっております。これについてのみ、反対させていただきたいと思っております。

私は、かねてからスクールバス、これは自前でやらないと安全・安心が確保できないであろうというのが持論でございます。ただ、経費の削減やさまざまな問題があって、今、このような運行業務委託になっておるわけでございます。

しかしながら、今回さまざまな問題が出てきたと。そういう問題に対して、通常は再発防止策、これをしっかり、同僚議員も申しました。再発防止になるのはどうしたらいいんだというふうにしっかり明確に示して、予算を組むということが当然ではないのかなと思うわけでございます。

そうしますと、まず、来年度1年を債務負担行為で長くやるのではなく、その間に自家用のスクールバスを購入し、みずからが運営を行う、こういう体制に振りかえるのが、これが再発防止策としては最も有効ではないのかと思っております。

そうしますと、5年にわたるこの債務負担行為、これが果たしていいものなのか、逆に皆さん、その辺を考えていただきたい、こういうふうに思います。子供たちの安心・安全、それが全てに優先する。お金の問題ではない、こういうことでございます。

これは否決されると困りますが、その点についてしっかりと考えて、反対をしていただくようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第4号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第5号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第6号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第18号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（沼田邦彦） 日程第20 議案第18号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。
市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合の共同処理事務において、令和2年4月1日から、小山市及び小山広域保健衛生組合が議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務に、また、小山市が非常勤の学校医等の公務災害補償事務に加入することから、当組合を組織する地方公共団体の数が増加するため、規約を変更する必要がある、関係地方公共団体と協議したく、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） この市町村総合事務組合に今回、日光、小山が加入したんですが、なぜ今回、加入したのか、この加入した理由。失礼しました。日光と小山ですね。失礼しました。（「小山だけ」の声あり）失礼しました。

それと、未加入が、宇都宮、鹿沼、佐野と3自治体あるんですが、この自治体はこれ、なぜ加入しないのか、この加入しない理由、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 小山が加入することになった背景では、実際に補償することになった場合、事務の対応の煩雑さとか、小山市が有する対応能力等を考慮して、組合に委託して負担金を支払うことで共同処理をしたほうが合理的だなと判断があったようでございます。

また、加入していない市については、大きい市でございますので、従来より自前で対応していることで、ノウハウを持っているからだと思えます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） こういった1つの組合として組織がある中で、途中で加入するわけなんですね。加入した場合に、加入金的なもの、こういうようなものは徴収していないのか、

承知していますか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 加入金というんじゃなくて、多分、事務処理料が発生すれば、それを負担割合で徴収することになるんじゃないかと思います。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 1つの組織の中に、あるところで今度は新たに加入してもらうわけだから、それにはそれなりの私、負担金か何か、これはかかる部分があるわけだから、そこにそういったものというのは支出しないでいいのか、そういう規定がないのか、それは承知していませんか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 総合事務組合のほうの規定になると思うので、私のほうでちょっとまだ承知はしていないんですが、それなりの加入に当たって加算が必要であれば加算をとるというような形にはなるんじゃないかと思います。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに。

16番高田議員。

○16番（高田悦男） ただいま上程中の議案第18号について、本題からは外れるかもしれませんが、現在、栃木県には村はないんですね。それで、この「市町村事務組合」という名称が残っているのは、どうも私は不合理だなと思っております。これは組合の会員で話題になったことはないんでしょうか。市長は多分、出席しているのかなと思うんですが、所感をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 栃木県はないですけど、確かに町村会というので、町のほうは必ず「村」が入っているままなので、きっとそのままの慣例なんですかね。私も特別、意識して聞いたことがなかったので、ちょっと確認、今度お会いしたときにしてみます。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 文書であればいいんですが、文言として、例えば「市町」という表現で口頭で言う場合にはちょっと市と町というのが出てこないですよ。例えば「川俣市長」というならわかると思うんですが。ですから、そういう意味で「村」をとらないのではないのかなと私なりに考えているんですが、ひとつ今度、話題にしてみてください。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 答えになるかどうかわかりませんが、一時、県に地方課というのがありまして、今は組織上、市町村課といます。それで何かの会議のときに、村がないんだから市町村課にしたらいだろうというたしか話が出たんですが、いわゆる「市町村」という1つの単語として捉えているので、「市町村課」という名称を使っているということでございますので、村がないからととか、そういう議論ではなかったのかなど。1つの単語として捉えていただきたいというような答弁が県からあったように記憶しております。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第18号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（沼田邦彦） 日程第21 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年10月1日午後4時23分ごろ、宇都宮市中里町661先の国道293号において、さくら市方面へ公用車が走行中、右折待ち車両のため待機していた相手方車両に追突し、損害を与えてしまった事故に関し、相手方と示談案がまとまりましたので、損害賠償額の決定と和解につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

和解内容は、損害賠償額として、相手方車両の修理代70万4,085円全額を市が支払うものであります。

なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われますので、申し添えます。

今後は、より一層、職員の安全運転管理に努めてまいりますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらの損害賠償に関して、保険で全額賄うということなんですが、こちらを保険利用で出すことによる保険料の増額等はございますか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市のほうで今現在、入っています共済事業につきましては、自動復元制でございますので、保険料の増額はございません。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） いつも損害賠償額とかこういったとき、現場がありますよね。前は地図をつけていただいていたような気がするんですが、今回なかったというのは。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 前、道路の破損とかそういうので補償があった場合、場所等は示すもので出していたと思います。あと、前に高額な車の修理の請求があったときの写真等、ちょっと写真で判断するに当たっても、ちょっと高額じゃないかとかという場合があったと思うんですが、そのときには出させていただきました。

今回については、単純に追突事故で、市外であったものですから、この文章と市長の説明でということにかえさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） ここ、多分、293の消防学校よりももっと西側の場所だと思うんで

すけども、右折する車に追突したということで、この場所を確認して、何も無いところで追突したというのはあれだなと思ったので、なので逆に不自然だなと思って、地図を見ればどういふ状況かなとわかったと思いますので、ぜひ次からは大なり小なりですけど地図をつけていただければと思います。地図とか写真をつけていただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回、そういうことで御指摘ありましたので、次回から、もしあった場合、ないことを祈っていますが、あった場合はまたそういうことで対応させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第19号でございますが、損害賠償の額の決定及び和解ということなんですけども、通常であれば、専決処分によって承認案件というような……、承認というか報告案件かな、にやるものなんですけど、今回、議決案件ということでございます。

高額なために議決案件になったと思われるんですけども、その線引きですね。幾ら以上のこういう高額な賠償金の場合には議決案件になるというようなことなのか、これをちょっと確認しておきたいなと思います。

あと、先ほど滝口議員と同じ考えなんですけど、右折待ちでとまっている車に、前方不注意でぶつけたというのは、私も非常に気になる話で、だからその点、こういうような公務出張というのは結構あると思うんですが、やっぱり安全の上にも安全対策をとって、交通安全、ルールを守って走行していただきたいと思うんですが、その辺、もう一度、庁内で確認をしていただきたいなと思うんですが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず最初の質問につきましては、50万円ということで、前にも多分……。（「50万円以上」の声あり）ええ。前にも同じ質問で、たしか議員にお答えしたと思うんですけど、議決いただいて、そういうことで、専決処分にさせていただいていますが、今回は50万円超えていますので、議決ということとなっております。

本当に今回の事故については、通常走行していて、ドライブレコーダーがついていたものから、その辺ちょっと確認させていただいたんですけど、通常に、普通に前の車について走っていたようでございます。

ただ、前の車のその前の車が右折で、信号じゃなくて途中で右折しようということで止まったところ、ちょっと判断が誤ったというか、ちょっとブレーキングが遅かったのかなと思うんですけど、そんな形で追突になったようでございます。

職員には毎回、交通安全について指導しているところでございまして、今回、またこういう

ことがあって残念なところでございますが、なお一層、交通安全については指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 失礼しました。50万円以上ですね。わかりました。

それで、特にそういう車で公用車で出張する場合には、恐らく1人ではないのかなど。何人か出張するのかなど。1人の場合もあるとは思いますが、要するに車内のいろいろな話に夢中になって、交通安全を怠るようなことのないように、ぜひ安全対策には万全を期していただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） これは損害賠償事件、久々に議案に、議会に出されたんですが、私、合併後のこういった損害賠償事件、私の知る限り、今回で54件発生していますね。そのうち、車対車、今回のようなのが25件、物損したのが15件、物損事故。あとは道路管理者の瑕疵、穴があいていて、そこへ車が乗り入れちゃって壊れてしまったものが14件。この54件のうち、最高の賠償額は1,016万5,937円と、こういう大きな事故もあったと思います。

今回の原因は、これは前方不注意というふうになっていますが、これはスピードオーバーなんかなかったんでしょうか。この点、1点目です。

2点目は、これほど相手の車が大破したんですから、公用車も相当壊れたと思うんですね。公用車の損害額は幾らなのか。2点目。

3点目は、仮に企業の社員が同様の事故を起こした場合、会社でも全額、会社が負担しているのか。これは今までの事故の場合は全て市が負担していますよね。この辺のところは、ぜひ私は調査すべきだと思いますが、総務課長、どうなんですか、これ。3点目。

もうちょっとお伺いします。過失割合は今回100%です。それでも一切おとがめなしなのか、この辺がちょっと疑問を持っています。

それと今回、事故を起こした公用車に同乗者はなかったのでしょうか。

それと、この現場は旧上河内町ですよね。相当、遠いですよね。なぜ向こうのほうまで公用で行ったのか、この辺も含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、1点目でございます。

ドライブレコーダー等を確認させていただいたところ、前の車にずっとついていておりま

すので、普通の流れに乗った走行だったんじゃないかと思ひます。

2点目でございます。

まだ修理、終わっていませんので、正式な数字は出ていません。見積もりでは200万円ぐらいかなというような数字であります。

3点目、民間の企業とかどうなんだということでございますが、そちらについてはなかなか承知はしていないんですが、一般的には企業等でも持っている車については任意保険等、加入して、運行しているんじゃないかと思imasので、その任意保険のほうで賄われるんじゃないかと思imas。

職員の処分については、重大な過失があった場合とか、本当に悪質、スピード違反だったとかそういったものがあれば、処分は考えなくちゃならないと思うんですが、今回については処分のほうについては検討してございません。

以上です。（「現場にいた理由とか、同乗者があったか」の声あり）

済みません。同乗者については、いなかった。1人で運転していたようでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） もう一つ、漏れていますよ。現場に行った理由ですよ。なぜこっちのほうに行ったのか。公用でなのかどうかです。公用で行ったのかどうかということです。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 公用で出張中でした。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 公用車の損害額が200万円といたしましたら、相当高級車だったんですね。軽乗用あたりではなかったですね。じゃあ、これはいずれにしても、どの車ということまでは答弁、必要としません。

これは市長、また副市長、過失割合が100%で、どこまでがおとがめなしにするかどうかという、これは判断に迷うところですが、その状況によっては、これはややもしたら減俸処分、その程度のことは十分、考えなければならぬと思imas。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 答弁はよろしいですか。

○15番（中山五男） いいです。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 私が聞き逃したかもしれませんが、相手に追突したわけですね。相手方はむち打ちとかそういうあれはどうなんですか。全くない状態ですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回は人身はございませんで、物損だけでございました。

以上です。

○13番（久保居光一郎） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は来週12月2日月曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午後 4時40分散会〕